

平成26年9月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録

平成26年9月18日・22日

場 所 第2委員会室

平成26年 9 月 18 日 (木曜日)

養成制度の抜本の見直しを求め
る意見書」の採択に関する請願

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成26年度宮崎県一般会計補正
予算(第2号)

○議案第11号 工事請負契約の締結について

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- ・県が出資している法人等の経営状況について
公益財団法人 宮崎県立芸術劇場
公益財団法人 宮崎県国際交流協会
公益財団法人 宮崎県私学振興会
- ・宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った
主な施策(平成25年度)について

○請願第38号 所得税法第56条の廃止を求める
旨の意見書を国に提出すること
を求める請願

○請願第50号 川内原発再稼働に反対表明を求
める請願

○請願第51号 集団的自衛権行使を容認した「閣
議決定」の撤回を求める意見書
の提出を求める請願

○請願第52号 「消費税の増税を撤回し、10%
への引き上げはやめること」の
意見書を国に提出することを求
める請願

○請願第53号 「特定秘密の保護に関する法律
の廃止を求める意見書」採択に
関する請願

○請願第54号 燃料価格高騰に伴う運送事業者
への対策強化に関する意見書を
国に提出することを求める請願

○請願第55号 「適正な法曹人口のための法曹

○総合政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・平成26年度政策評価の結果について
- ・県総合計画の改定状況について
- ・県ホームページのリニューアルについて
- ・「ブラジル宮崎県人会創立65周年及び県人移住
100周年記念式典」等について
- ・防災拠点庁舎整備基本構想(案)について
- ・今後の行財政改革について
- ・宮崎県における事務処理の特例に関する条例
の一部を改正する条例について(議案第4号
関連)

出席委員(8人)

委 員 長	松 村 悟 郎
副 委 員 長	河 野 哲 也
委 員	福 田 作 弥
委 員	坂 口 博 美
委 員	井 本 英 雄
委 員	十 屋 幸 平
委 員	田 口 雄 二
委 員	有 岡 浩 一

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総 合 政 策 部 長	橋 本 憲 次 郎
部 参 事 兼 総 合 政 策 部 次 長 (政策推進担当)	永 山 英 也
総 合 政 策 部 次 長 (県民生活担当)	安 田 宏 士
部 参 事 兼 総 合 政 策 課 長	井 手 義 哉

秘書広報課長	片寄元道
広報戦略室長	日高幹夫
統計調査課長	奥野厚子
総合交通課長	奥野信利
中山間・地域政策課長	石崎敬三
フードビジネス 推進課長	黒木義博
生活・協働・ 男女参画課長	村上悦子
交通・地域安全対策監	野元猛敏
文化文教・国際課長	菓子野信男
人権同和対策課長	吉田信夫
情報政策課長	青出木和也

総務部

総務部長	成合修
危機管理統括監	金丸政保
総務部次長 (総務・職員担当)	江藤修一
総務部次長 (財務・市町村担当)	日隈俊郎
危機管理局長 兼危機管理課長	郡司宗則
総務課長	椎重明
防災拠点庁舎整備室長	丸田勉
部参事兼人事課長	武田宗仁
部参事兼行政経営課長	平原利明
財政課長	阪本典弘
税務課長	鶴田安彦
部参事兼市町村課長	甲斐正文
総務事務センター課長	酒井正英
消防保安課長	都原誠一

事務局職員出席者

政策調査課主査	大峯康則
議事課主任主事	田代篤生

○松村委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時4分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

おはようございます。

それでは、本委員会に付託されました総合政策部関係の議案等について、部長の概要説明を求めます。

○橋本総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。よろしくお願いたします。

まず初めに、説明に先立ちまして御礼でございます。

ブラジル宮崎県人会創立65周年及び県人移住100周年記念式典につきましては、県議会からも福田議長を初めといたしまして御参加いただき、まことにありがとうございました。この場をかりてお礼を申し上げます。

それでは、今回、提案している議案等につきまして、その概要を御説明申し上げます。

お手元の委員会資料の表紙をおめくりください。

1ページでございます。

今回、お願いしております議案は、議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」でございます。

総合政策部の一般会計補正額は、一般会計の表の一番下にありますように、合計で2億2,523万円の増額をお願いしているところでございます。

これは後ほど御説明申し上げますが、「みやぎの空」航空ネットワーク活性化・利用促進事業等の補正でございます。

補正後の総合政策部の一般会計予算額は、その段の右端にございますように146億6,123万3,000円となります。

目次にお戻りいただきまして、次にⅡ、報告事項でございます。

県が出資している法人等の経営状況について、総合政策部の所管といたしましては、公益財団法人宮崎県立芸術劇場、同じく公益財団法人宮崎県国際交流協会、同じく公益財団法人宮崎県私学振興会の3法人について、御報告申し上げたいと思います。

それから、その次でございますけれども、宮崎県中山間地域振興条例第7条第2項に基づき、昨年度に中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策について御報告するものでございます。

その他の報告事項、Ⅲでございます。

目次記載のとおり、4件、御報告させていただきたいと思います。

詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げます。

また、この場をおかりしまして、資料はございませんけれども、口頭で御報告させていただきたいと思います。

先日、国に、2016年主要国首脳会議いわゆるサミットにかかる閣僚会合の誘致につきまして、

申請させていただきました。

県は、現在、MICE誘致を観光経済活性化の大きな柱として、積極的な取り組みを進めているところでございます。今回、誘致を申請した閣僚会合は、極めて開催効果の高い国際会議として、本県の魅力を国の内外に発信していくまたとない機会になるとともに、今後のMICE誘致を図る上で、大きなステップになるものと期待しての申請でございます。

また、この取り組みは、先月、立ち上げました、みやぎ東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクトにおける、外国人へのおもてなし環境の充実にもつながっていくものと考えておりますので、県議会議員の皆様におかれましても、御理解と御協力いただくようによろしくお願い申し上げます。私からの説明は以上です。

○奥野総合交通課長 総合交通課の補正予算について御説明をいたします。

まず、お手元の歳出予算説明資料をお願いいたします。

3ページをお開きください。

総合交通課の9月の補正額は2,312万円の増額で、補正後の額は10億8,513万1,000円となります。

次に、5ページをごらんください。

中ほどの(事項)航空交通ネットワーク推進費ですが、香港線の就航に伴う補正といたしまして、2,312万円を計上しております。これは、その下の説明欄にあります「みやぎの空」航空ネットワーク活性化・利用促進事業にかかる事業費の増額をお願いするものでありますが、事業内容につきましては、お手元の総務政策常任委員会資料で御説明したいと思います。

3ページをお開きください。

まず、1の事業目的につきまして、12月に開設予定の香港線につきまして、運航経費の補助を行い、路線の安定化を図るものであります。

なお、就航時期につきましては、香港航空のほうからライセンス取得の状況によっては、おくれる可能性もあるというふう聞いております。

次に、2の事業内容ですが、宮崎—香港線を運航する香港航空に対しまして、運航支援としまして1便当たり34万円を補助するものであります。

次に、3の補正理由ですが、宮崎—香港線は全くの新規路線であり、また同じ新規路線開設であったソウル線と比べ、運航距離が長く、運航経費等の負担も大きいことから、路線の安定化を図るため、就航当初の運航支援が必要となるためでございます。

次に、4の事業効果です。3月に就航しております鹿児島—香港線の状況から、宮崎—香港線も外国人観光客が中心となることが見込まれております。

また、香港からの観光客は旅行先での購入単価が高いため、県内への高い経済効果が期待できるところでございます。

また、東アジア経済交流戦略を推進する中、香港事務所が開設され、さまざまなビジネスや交流が活発化しており、香港や東南アジアへ向けた機運の高まりや貨物便による輸出拡大、そして東京オリンピック・パラリンピックに向けた展開など、香港線の就航によりまして、さまざまな効果が期待できると考えております。

最後に、5の補正額ですが、当初予算額は1億810万円、9月補正額としましては2,312万円お願いしておりますので、補正後の予算額は1億3,122万円となります。

なお、財源は、みやざき成長産業育成加速化基金でございます。

総合交通課の補正予算につきましては、以上であります。よろしくお願ひいたします。

○黒木フードビジネス推進課長 フードビジネス推進課の補正予算について、御説明をいたします。

平成26年度9月補正歳出予算説明資料の7ページをお願いいたします。

フードビジネス推進課の9月補正額は5,000万円の増額補正で、補正後の額は右から3番目の欄になりますが9億21万1,000円となります。

9ページをごらんください。

(事項) 地域科学技術振興費でございます。

説明欄に記載がございます新規事業の産学官金連携による地域経済循環創造事業につきまして、お手元の委員会資料のほうで御説明させていただきます。

資料の4ページをお開きください。

1の事業目的であります。この事業は総務省の地域経済循環創造事業交付金を活用いたしまして産学官金の連携のもと、地域の資源と地域金融機関の資金を活用した先進的な取り組みを行う事業者に対して支援を行うということで、地域での経済循環をつくり出そうとするものです。

国の地域経済循環創造事業交付金につきましては、点線の囲みの部分に説明がございますが、地域の経済循環を創造し、新たな事業のモデルの構築を行う都道府県に対して、1件当たり5,000万円までの交付金を交付するというものであります。

次に、2の事業概要ですけど、(1)のとおり事業年度は本年度であります。

(2) 事業内容等にありまして、県内企

業の事業活動で生ずる副産物である鶏ふん発電の燃焼灰とニッケルスラグを活用しまして、植物が育つ上で重要な要素であるリン酸、カリ、ケイ酸を含む、安くて高性能な土づくり肥料を生産し、県内農家に供給することにより、本県農業の振興に寄与するというものです。

①に事業実施主体が上げてありますが、高鍋町の南九州化学工業株式会社です。

②に産学官金に関する連携機関として、宮崎銀行、そして県の2つの試験研究機関、さらに宮崎大学がかかわっております。

③に補助事業の内容を掲げておりますが、鶏ふん発電燃焼灰の投入装置の設置工事費や排気集じん装置の購入費などであります。

3の補正額につきましては5,000万円であります。全額、国の交付金を財源としております。

ここで、事業の仕組みを図にまとめておりますので、右側の5ページをごらんください。

真ん中の大きな枠にありますのが、今回の事業の実施主体である南九州化学工業株式会社であります。

その左側の点線で囲まれた枠内に、原材料を供給する宮崎バイオマスリサイクルほかの県内企業が記してありますが、これらの企業から鶏ふん発電の燃焼灰とニッケルスラグを入手いたします。

現在、この南九州化学工業が肥料を製造する際には、リン酸を含む原材料といたしましてはリン鉱石が使用されています。このリン鉱石につきましては、海外からの輸入に全面的に依存しておりまして、県の工業技術センターとの共同研究によりまして、リン鉱石にかえて、より安い価格の鶏ふん発電燃焼灰が利用可能となりました。

こうした地元で調達できる原材料によって、

肥料を製造し、右側の枠にありますように県内の農家等に販売していくというものです。

今回の事業費につきましては、総事業費として8,000万円ありますが、図の上のほうにありますように、県が国の交付金を活用して5,000万円補助します。その右側にありますように、地域の金融機関、宮崎銀行でございしますが、こちらが事業費の残り3,000万円の融資をいたします。

また、さらにその右にありますけど、宮崎大学や県の試験研究機関が製品開発の協力をしております。

このページの一番下の囲みに、期待される効果を掲げております。

地域内で原材料の調達が可能となり、経済波及効果が期待できるほか、雇用の創出や低価格の肥料の供給による農家のコスト低減が図られることとなります。

これにより、新たな地域経済循環の創出が期待でき、本県フードビジネスの振興にもつながるものと考えております。説明は以上です。

○菓子野文化文教・国際課長 文化文教・国際課でございます。

お手元の平成26年度9月補正歳出予算説明資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

当課の補正額は、左から2列目の欄にありますように、1億5,092万1,000円の増額補正をお願いしております。補正後の額は右側から3列目、70億3,816万6,000円となります。

内訳といたしましては、13ページをお開きいただきたいと思います。

まず、上段の(事項)県立芸術劇場費のうち、県立芸術劇場大規模改修事業費につきましては、1億4,150万円を計上しております。

下段の(事項)私学振興費のうち、私立学校

振興費補助金につきましては、942万1,000円を計上しております。

事業概要につきましては、お手元の常任委員会資料の6ページをごらんいただきたいと思います。

県立芸術劇場大規模改修事業についてであります。

まず、1の事業目的でございますが、空調設備にふぐあいを確認されましたことから、運転停止等、万が一の事態に備え、修繕を行うものでございます。

工事内容につきましては、ページ下のほうに写真を掲げておりますけれども、冷温水器と冷却塔の更新を行うものであります。

また、あわせましてトイレの洋式化工事をいう予定としております。

2の事業概要、(1)冷温水器更新工事でございますけど、空調用冷温水製造装置3基のうち2基を更新するものであります。設置年月日は平成5年6月でございます、21年目を迎えております。予定額としては1億円を予定しております。

(2)の冷却塔更新工事でございますけれども、空調用水を一時冷却するための冷却塔3基を更新するものであります。設置年月日は同じく平成5年6月でございます。予定額は3基で2,000万円を予定しております。

(3)のトイレ洋式化改修工事でございますけど、劇場内には21カ所、175台のトイレがございますけど、そのうち和式70台でございます。そのうちの43カ所を洋式化するというものでございます。予定額といたしましては2,150万円をお願いしております。

財源につきましては、1億4,150万円全額を、みやぎき芸術文化振興基金から繰り入れること

としております。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと思います。

私立学校振興費補助金についてであります。

1の事業目的でございますが、私立学校の教育の振興、経営の安定化及び保護者の負担軽減を図るためのものでございます。

2の事業概要のとおり、県内私立小中高等学校において、直接教育の用に供する経常的経費を補助することとしております。

3の補正の理由でございますけど、生徒1人当たりの国標準単価と私立小中高等学校の生徒数が確定したことによるものでございます。

4の補正額942万1,000円のうち、財源につきましては、国庫支出金が263万7,000円、一般財源が678万4,000円となっております。説明は以上でございます。

○吉田人権同和対策課長 人権同和対策課の補正予算につきまして、御説明いたします。

お手元の平成26年度9月補正歳出予算説明資料の15ページをお開きください。

人権同和対策課の補正予算は、118万9,000円の増額補正で、補正後の額は右から3番目の欄ですが1億3,943万4,000円となります。

内容につきましては、17ページをお開きください。

今回、補正をお願いしておりますのは、(事項)人権同和问题啓発活動費でありまして、下の説明欄にあります、1の人権が尊重されるみやぎづくり啓発推進事業について、国庫委託決定に伴うものであります。

増額によって実施する事業の内容につきましては、委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の9ページをお開きください。

人権が尊重されるみやぎづくり啓発推進事

業は、1の事業目的にありますように、県民運動の推進母体である宮崎県人権啓発推進協議会への委託によって、人権意識の高揚と差別意識の解消を図るためのさまざまな啓発活動を推進するものです。

事業概要は、2にありますように、全体としては①から⑤までの事業で構成されておりますが、今回の補正はスポーツ組織と連携し、その発信力を生かした啓発を行う④の人権啓発パートナー事業を強化しようとするものです。

補正の理由としましては、3にありますように、スポーツをめぐる人権に関する啓発活動の必要性、スポーツの有する集客力やアピール力の活用及び東京オリンピック・パラリンピックの開催決定等の観点から、法務省の要請もあり、スポーツ組織と連携した啓発事業について、連携する組織数をふやして実施しようとするものです。

4の補正額につきましては、今回の補正額118万9,000円は全て国庫を財源とし、補正後の事業費は2,135万4,000円となります。

人権同和対策課の補正予算の説明は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案についてであります。委員の皆様、質疑はございませんか。

○井本委員 今度の香港線だけど、やるのは非常にいいことだけど、その34万円という根拠はどこから出てきたのか。

○奥野総合交通課長 この34万円につきましては、一つはこれまでのソウル線とか台北線に適用しております着陸料等の補助を基本にしまして、あと香港線につきましては少し運航距離が長いということから、その運航にかかる経費、

例えば燃料代とかメンテナンス代が多くかかるということで、その燃料代等の補助、これを加えまして34万円という単価を出したところでございます。

○十屋委員 人権啓発のところちょっとお尋ねしたいんですが、改めてそのスポーツ組織と連携というのは、東京パラリンピック・オリンピックがあるからということなんですか。法務省のほうから来たというのは。

○吉田人権同和対策課長 法務省のほうからとしましては、スポーツをめぐるいろんな人権問題の啓発の必要性と、スポーツの集客力ですとか、発信力、アピール力、こういったものを活用して、スポーツ組織と連携をした幅広い啓発事業を展開していくというような趣旨でございます。

それと、東京オリンピック・パラリンピックの開催という時期もあってそういうふうな事業を、連携数をふやしたいという考えでございます。

○十屋委員 これまでもオリンピックが開催されると、テレビ等で障がい者のアスリートの方々が、いろいろ活躍されている場面がたくさん出ているんですね。

我々の認識とすると、ある程度一定の理解は得られているのかなというふうに思うんです。県内において、これからこの事業をどういう形で進めていくのかわからないんですが、県の体育協会とか障がいを持っていらっしゃるスポーツの団体さんと、どういうふうな啓発されていくのかなというのを、もしお考えがあれば。

○吉田人権同和対策課長 今回、人権啓発推進協議会を中心に啓発活動をやっている中でこの事業を実施するんですけど、一応、体育協会も、この人権啓発推進協議会の中にも入っていた

いてまして、そういったところとも連携をしながら、具体的に今回の事業としましては、いろんなスポーツイベントの実行委員会等と連携をして、そういったイベントの中で広報、啓発をやっっていこうと考えております。

○十屋委員 県の事業で、障がい者のスポーツの大会がありますよね。その場合と一般の県民スポーツ祭等の中でも出てくるんですが、そこが意外と縦割りで、福祉関係と体育協会関係で分かれているようなイメージがあるんです。

そのあたりを、やっぱり人権啓発されるのであれば、何かもう少しお互いに交流ができるような——これは啓発事業だからお金も余りないのでしょけれど、啓発する上においても、もっと総合的に交流するようなことも必要なのかなと、そういうふうに思っていましたので聞かせていただきました。

それと、私学振興費の1人当たりの単価というのを、小中高、教えていただけますか。

○菓子野文化文教・国際課長 常任委員会資料の7ページの3のところでございますけど、国標準単価の当初の部分なんですけど、これは過去の平均伸び率で予算のときは算定しております。

補正後なんですけど、2月に国のほうから新しい数字が出てまいります。それで、当初予算ではちょっと間に合わないということがございます。

あと、生徒数につきましては、学校基本調査等により5月に確定するということがございまして、9月で補正をお願いしているというところでございます。

○十屋委員 もう一つ、県立芸術劇場なんですけど、これは基金事業を取り崩しながら大規模改修をずっと進めていくというもので、いつ最終的には完結するといえますか、終わるんですか

かね。

○菓子野文化文教・国際課長 この大規模改修事業につきましては、やはり施設が古くなってまいりますと、どうしても更新、補修、そういったものが出てまいります。

これを平成18年度に、今後10年間にどんなものが出てくるかということで、1回調査をいたしまして、19億円ほど必要になるというふうな試算が出たところでございます。

平成27年度以降でございますけど、現在のもの——設備メンテナンスですとか、舞台回りますとか、そういったところをもう一度見直しをしてまいりました。平成31年度までの今後5年間で約7億円必要になると考えているところでございます。

○十屋委員 基金で賄うということで18年度からするとおおよそ大丈夫みたいな話だったんですが、この5年間、改めて試算されたら出ているというのは運営上も大丈夫と。

○菓子野文化文教・国際課長 この芸術文化の基金ですけれども、現在25年度末が17億7,300万の残額になっております。

平成26年度、今年度から、先ほど申し上げました平成31年度まで、これが大規模改修事業だけで11億2,000万円ほどかかります。

あと、文化振興事業のほうに2億2,000万ほど投入するというところでございまして、今後13億4,200万円ほど必要になってくるというふうに考えております。平成31年度末で、4億3,000万ほどの残額になります。

ただ、これはこの基金で全てを充てた場合ということになります。私たちとしては、文化庁とかいろんなメセナ団体がございまして、そういったところから補助金や交付金等を導入をいたしまして、可能な限りこの基金を温存して

いくということ、頑張っていきたいと思っております。

○十屋委員 最後に、最終的にはその文化振興事業の分が2億2,000万ほどというのであれば、やはりほかの補助金がくれば本当にいいんですけど、なかなか厳しいのかなというふうな、現状そうなのかなというのを認識させていただきました。私からは以上です。

○田口委員 先ほどの香港線の件ですが、この34万円。これは今後も引き続き払っていくということになるのですか。これ、単年度ですか。

○奥野総合交通課長 香港運航への支援額につきましては、運航当初は特に路線のPRが必要だとか、初期投資が必要だということで、当面3年間、こういった支援を続けていきたいと思っております。

○田口委員 それは今まで飛んでいますアジアナ、それからチャイナエアラインも同様ということですか。

○奥野総合交通課長 ソウル線、台北線につきましては——ソウル線ですと就航から13年ぐらい、台北線は5年ぐらいたっておりますが——国際情勢等もありまして、依然路線が安定しているとはなかなか言いたいような状況にあるものですから、必要な支援を、今、続けておるところでございます。

香港線につきましては、とりあえず現段階の目安としては3年間で考えておりますが、1年目は、先ほど申し上げましたように初期投資がかなり必要だということです。2年目、3年目になりますと、路線の周知もある程度図られて、路線も比較的安定した運航につながっていくのではないかと考えるため、段階的に減額するというようなことで考えております。

○田口委員 私、本会議でも言いましたが、こ

の間、鹿児島から飛行機に乗って行きましたけど、やっぱりお土産とかがすごいですから、非常に経済効果は高いんじゃないかと思えます。多分、宮崎発になると、宮崎で2泊ぐらいしてくれるのかなというのがありますから、非常に期待しておりますので、引き続きお願いをしたいと思えます。

次に、産学官金連携による地域経済循環創造事業について、この中の事業内容で、地域で大量に発生する副産物として、鶏ふん発電燃焼灰及びニッケルスラグと、これを活用してとありますが、この今まで大量に発生していた副産物はどのようにしていたのですか。

○黒木フードビジネス推進課長 副産物につきましては、鶏ふん灰のほうは年間3万トンほど出まして、これは肥料の原料としても使われておりました。

一方、ニッケルスラグにつきましては、道路の構造材の材料として使用されております。ただ、ニッケルスラグについては、その生産される全量が売れているわけではございません。

○田口委員 じゃ、今までも、年間に3万トン発生するその焼却灰は、肥料として使われていたんですね。

○黒木フードビジネス推進課長 燃焼灰につきましては、実はアルカリ性が非常に強い性質になっております。したがって、酸性の強い土壌の土質改良材として使われている面はあるのですが——その他は海外にも輸出されておまして——純粹にこの燃焼灰の持つ成分、リン酸やカリに着目した形での肥料の原料としては使われてこなかったという面がございます。

○田口委員 今、先ほど3万トン発生していたと言いましたが、それが、今回、南九州化学でそのうちのどれぐらいの年間使用量を見込んで

るんですか。

○黒木フードビジネス推進課長 3万トン発生しまして、ピーク時で2,500トンほどはこの肥料の原料として使う予定であります。

○田口委員 はい、わかりました。以上でいいです。

○坂口委員 関連してです。この期待される効果に新たな雇用とか、それから地域からの原材料の調達がふえてきて、経済循環が拡大するということなんですけど、動くものが一緒に、そしてつくる工場が、企業が違っただけで、新たな雇用というのがそこに生まれるためには、かなり付加価値が上がらないと、その分かち合うパイがないですよ。

そこらの仕組みというのは見通されてるのですか。具体的には、今、一袋を幾らで売っている肥料で、今後、ここで作ることによって一袋が幾らで売れるようになるっていうこと。それからこれは使うのはカリとリン酸だったですかね。そうなったとき一番多いのは窒素ですよ。この窒素分の処理というのは、どんなぐあいに考えられるのかという、本当に循環できるのかということです。そこらはどうですか。

○黒木フードビジネス推進課長 今、2点ほど御質問があったかと思うんですけど、まず雇用の創出というのにつきましては、実はこの企業が、この設置に伴って正規職員4名を雇用することになりますので、そのことを指しております。

あと、もう一点、窒素につきましては、この肥料の中には窒素分というのは含まれておりません。実際には、別の形で農家の方々が使うことになるんじゃないかと考えております。

○坂口委員 そうなると、その4人が新たにこちらで雇用する。できてくるものは肥料と。生

産工程というのはそう変わらないと思うんですけど、その4人がどっかで浮くことになって、プラマイゼロになるんじゃないかという心配がありますよね。

こちらで加工していたものを違うところで加工するようになり、こちらの加工工程がなくなれば、そこの雇用は必要なくなるという。プラスマイナスで4ふえるのか、それともどうなるのか。そこらはどうですか。

○黒木フードビジネス推進課長 今現在、南九州化学には69名の……。

○坂口委員 そうじゃなくって、新たな仕事を南九州化学がやるわけでしょう。今までやっていたのは、バイオマスでやってたわけでしょう。

だから、そこのその労働力がどうシフトしていくのか。ここで新たなその工程というものを、あるいは新たなその仕事というものが確保できれば、4人あるいは何人でも、それは確かに雇用増ですよ。

しかし、こっちが4人減ってこっちが4人ふえたら、あるいはこちらがすごく合理化することによって、こっちが6人減ってこちらが4人ふえれば、マイナス2ですよ。

だから、そこらが本当に全体の雇用が、ふえるのかどうかっていうことです。だから、そのためにはふえるだけのパイを、配分するパイがなければだめだから。安くいいものができれば、それはかなり量がふえないとだめだけど、そのためには耕作農家がふえるとか、全体の帳尻は合うのかということを探ねてる。

○黒木フードビジネス推進課長 バイオマスリサイクルあるいは南国興産における生産量というのは、基本的に変わりませんので、そこの工程に従事される方の人員数というのは、ふえることも減ることも想定しておりません。

そこで生産されるものが、それこそ海外とかにも輸出されている、そういう状況である中で地元で活用できる。そしてその結果、南九州化学では4名、明らかにふえることがわかっておりますので、その点に利点があると認めているところです。

○坂口委員 そうなると、今度はその消費先、売り先、販売先、その農家が必要とする量がふえるか何かしないと、どこかのものを食ってそこに入っていくのか、ふえるのかがないと帳尻合わないんですよ。

今のバイオマスでも肥料で売ってるわけですから、それよりいいものが安くできるからってそこにとってかわるとなれば、ここはパイがなくなるから必ず雇用が減るんですよ。リストラやらざるを得ないんですよ。だってパイがなくなる。そうなったとき、帳尻合うのかって。それはどこだろうといいんですよ。

だから、結論は、つくったものを消費してくれるだけの——その生産されたもののシェアがふえるのか、ニーズがふえるのかということですよ。

ふえなければ、どっかのものをそれがこっちでかわるだけならば、雇用はふえないよということ言ってるんです。そうならないですか、経済はそうですよ。

○黒木フードビジネス推進課長 その点に関しましては、今回、新たな肥料をつくり、この中には従来ですとリンとケイ酸しか入ってなかったわけですが、これにカリウムを含めた高性能の肥料ということで、しかも価格もかなり安いのが供給できそうなので、これまで農家の方々が土づくりという点でされてなかった分を、できましたらこの新規肥料を使っていただいて、コスト低減とともに土づくりの重要性にも着目

して、利用してくださることを考えて、販売していこうというふうに考えておるところです。

○坂口委員 くどくなるけど、そこが物すごく大事なんです。

何でもなかった土を、そのまま使ってたものを、新たにそれを投資することによって、投資はふえるけれども生産が上がりますよという、農政サイドとの連携とか、そういったものがもう実証されていけばわかるんです。

でも、今まで使ったものよりいい品だからこれを使おうっていうのは、とってかわるだけで、何ら雇用につながらないですよって、どっかが減りますよ。売り上げもどっかが減りますよということ。そうなったときしっかり本当、農政あたりとも連携とられているのかということですよ。

○黒木フードビジネス推進課長 この事業、今回、予算案をお願いするに当たりまして、実際、申請があったときから農政部門とも話はしてきております。

そして、実際、この事業、今回に至るまでには、農業試験場のほうでも肥料の分析とか、力を尽くしていただきましたし、また今後、普及に当たっても、また農政とも連携して進めたいと考えていますので、委員のその御指摘、十分念頭に置きまして、連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

○坂口委員 やっぱり税を入れる以上、とってかわってよそのところを食いにいく、こういうことはだめだと思うんです。新たにやっぱりその付加価値を上げていくという開拓でなければだめだと思う。

それから、もう一つ、あの芸術劇場ですけど、毎年かなりなやっぱり投資が要りますよね。

そこで、僕ら、遠方のひがみじゃないんです

けれども、やっぱりこの恩恵にあずかるのは、宮崎市中心とした近場の人たちですよ。これにやっぱり税を毎回毎回、毎年毎年これだけの莫大な金を投資していったいいのかという疑問を常に持っております。

底辺を広げていけばいいんですよ、最終的には県民全員がその恩恵にあずかるというような。でもやっぱりリピーターはかなり近郊の人が多いのではないかと。

これを解決するための努力を何をされているのか。遠くから来ようとするれば駐車場も必要だし、そこからここまで来るような公共交通手段、そういったものを努力されて、そこにも投資されてるならいいですよ。

古くなったからやりかえよう、入場料が高いうから補助金出して5,000円ぐらいで入れようとか、これでは、近場の人たちだけがその税の恩恵を受けるだけです。もう長過ぎますよ。どのような考えでおります。

○菓子野文化文教・国際課長 委員御指摘のとおり、アンケートをとってみますと、宮崎市内の方が7割、宮崎市以外の方が2割5分、あとが県外とかそういった方々が、芸術劇場で鑑賞していただいているということでございます。

私たちの課題は、やはり議員がおっしゃったように、まず芸術劇場は芸術の拠点でございますけど、拠点からの広がりといったことを、課題にしなければならないと考えております。

後で県立劇場の事業等を御報告いたしますけれども、このため、アウトリーチ事業ですとか、また音楽祭ではできるだけいろんなところに行って、その場で演奏活動をするといったこと、そしてまた御指摘がございました駐車場につきましては、文化公園だけでは、なかなか収容できないということがございまして、いろんなと

ころにお借りしたり、県外とか宮崎市外の方が来られても、ちゃんと収容できるようにということで努力を重ねているところです。

今後ともそういった課題、しっかり頭の中に入れて、対応していきたいと思っております。

○坂口委員 やっぱりその高度なものを、それなりの耳の肥えた人に聞いていただくという、これも大切なことです。

しかし、これは営利として民間がやればいいこと。やっぱり県がやる、公共がやろうとするのは県民くまなく、そういう機会に触れさせる。俺はそういったクラシックよりもカラオケが好きだよなっていう人まで、そこに来ていただいて、その設備の中でクラシックに触れていただく。

出前も確かにそれは工夫です。工夫されてありがたいことですよ。しかし、そうなれば、ここに投資をしている限りは、やっぱり県民全体に来ていただけるような条件を整備していくという——だから駐車場にしてもその整理とか判別は難しいでしょうけれども、宮崎市内の人は遠慮していただくと。やっぱり西臼杵や都城とか遠方の人たちに何らかの形でその駐車場を優先的に使ってもらう方法——それは車を見て判断できる人はいないから、難しいかもしれないですよ。

でも、結果として実らなくても、そういったことに向けての努力ですよ。それがもうずっと見れないんです。僕は何度かこのことを指摘してるんです。底辺を広げてほしいということ。そこで触れて、わからなくてもいいんです。僕らもクラシック聞いたってわからないですよ。でも、それでもいいんですよ。やっぱりそこに来ていただいて、立派なものを宮崎県はこしらえてくれたとか、大したもんだったという。そ

れがやっぱり公共だと思うんです。

本当にマナーを知って、耳の肥えて、そういったものの価値のわかる人は東京でもどこでも行って、民間にそれなりの対価を払ってその価値を認めるわけですから。

そこの役割をしっかりと、わきまえてやってほしいなという。これはもう要望で終わっております。

○井本委員 地域内循環創造交付金なんだけど、地域内循環ということは、こうぐるぐる回らないといけないわけでしょう。どういうふう回っているわけですか。

○黒木フードビジネス推進課長 循環ということで、5ページの絵にありますが、県内企業から原材料を買って肥料を製造して、そして県内外の農家に売って、県内農家等で農業をやり、それこそ養鶏業とか、そういう形で鶏ふんなどが出てという、そういった循環を考えております。

○井本委員 経済が循環しないとイケないわけですよ。

ここで一番大きいお金は、8,000万円——事業のお金が、具体的に域内を循環せんないかんわけでしょう。それがどういうふう循環させようとしているのですか。ちょっと、いまいぢわからないのだけど。

○黒木フードビジネス推進課長 この事業に伴いまして、補助金も支給されるわけですが、地域の金融機関、銀行からの融資もこの企業に対して行われる、そのほか工事等も行われ、そこで新たな資金需要が発生していく。この事業に基づきまして、そういった融資の流れやそれに基づく工事発注や、そういうことで経済の金の流れというのは、明らかに新たに生ずることとなるかと考えております。

○井本委員 何か循環というのは、ちょっと私はピンとこない。これはせつかく地域経済循環創造事業というんだから、やっぱり域内でぐるぐる、要するにある意味で閉鎖社会という感じではないのだけでも、自給自足のような社会——ある程度自給自足でぐるぐる回っていくような社会をつくらないといけないわけでしょう。きのうの話ではないけど、外に出るお金を減らして、そしてできるだけ輸入するお金を減らして輸出するお金をふやしていこうという、要するに里山資本主義でしょう。これ、里山資本主義からきてるわけ。

もう一回、話をもとに戻す。これはいわゆるローカルアベノミクスの一環と捉えていいわけでしょう、そうですね。

○黒木フードビジネス推進課長 これまで原料などを海外から買っておりました。それを地元の原材料を調達して、そして製品をつくり、地元売っていくという。

○井本委員 だから、そういう事業をやったお金が、また外に出ていったら何もならんよね。例えば、ここで言う8,000万のお金が外に出ていったら、何もならんでしょう。

それは、どういうふう循環させようとしているのか。

○橋本総合政策部長 井本委員おっしゃいますように、里山資本主義といえ、原油を海外ないしは域外から入れてボイラーをたいているというものを、地元の木材を使うことによって、域外に出すお金が要らなくなったじゃないかという事例があったと思いますけれども、この場合で言えば、リン鉱石を外から買っていたのを、県内にあるリン酸を使うことで、域外に出すお金が減るといえるのがあります。それと例えば今まで従来の肥料であれば、農家の方が外から購

入していたものを置きかえることになれば、その部分でも県外に出すお金が減ると。そういう意味では、域内でいろいろなものが回るといのが一点あると思います。

あと、もう一点。この8,000万円については設備投資になりますので、設備として域内に残ることになって、これが出ていくことはない。ただ理想を言えば、その設備の建設自体が、県内事業者がしっかりこの対象の工事をやることになれば……。

○井本委員 やらないといけないな、やっぱり。

○橋本総合政策部長 やる方向で頑張らないといけないのですが、その辺がもし県内であれば、これは完全に8,000万円についても域内で回るとい形になろうかと思っています。

いずれにしても、委員御指摘の里山資本主義と同様の考え方で、域内循環を考えているところでございます。

○井本委員 だから、もう本当、地方が生き残るためには、やっぱり里山資本主義のような生き方しか今後ないだろうということはわかるんですよね。だから、本当。ちょっと話は違うんだけど、どっかで域内の通貨をやったじゃないですか。恐らくこれが、今後、里山資本主義の生き残る切り札じゃないかという人もいるぐらいでね。

例えばこの8,000万円、これを域内の通貨にしてしまうと。そうすると域内でしか循環できないということになりますよね。

そんなふうなことも、やっぱり私は考えないときが来ているのではないのかなという気がするんだけど。

○永山総合政策部次長（政策推進担当） 御指摘がありましたように、地域経済循環を図る上で、地域通貨というのは非常に有効な手段、お

金が回っているのが特にわかりやすいと。この地域で生まれたお金を地域で使うということで、すごくわかりやすいということはありません。

こういうことは、今後モデルをつくる上では使っていく必要があるだろうと思っていますが、この事例について言うと、今、部長がお話しましたように、原材料等が県外あるいは国外から来ていたものを地域内のものを使うことによって、有効な経済循環を生み出していきますけれども、最終的には県内農家の生産物をやっぱり県外あるいは国外に売って、そこから外貨を稼いできて、そのお金がまた地域内で回っていくというふうなことをつくっていかないと。県内だけで回していると恐らく段々小さな円になってまいりますので、しっかり外に売っていく部分が必要だと思っています。

そういう意味では、この県内農家の生産物を外に出していく、あるいはいい肥料が出ればそれを県外に売ることによって外貨を稼ぐ。やっぱり両面、資源を回していくということと外貨を稼ぐということ、この2つが、やはり地域経済の循環においては必要ではないかなと考えております。

○井本委員 だから、そのとおりですよ。そのとおりだから、地域通貨というものに対するアプローチも、今後はやっぱり真剣に、僕は考えるときが来るとるんじゃないかなと。考えてといてください。以上です。

○有岡委員 総合交通課のほうにお尋ねいたします。3ページの将来的な貨物便による輸出拡大の可能性という表現がございしますが、近年、航空貨物が減ってきているという実態がありまして、特に宮崎の場合、そういう貨物に対する取り組みはおくれているのではないかという気がするんです。

そういった意味では、今回、香港便の中で貨物をどのように取り扱うかというのが大きな課題だと思うのですが、実際にこの航空便の中の貨物の量、こういったものはある程度めどが立っているのかお尋ねいたします。

○奥野総合交通課長 香港航空に聞きますと、予定されている機材としては、貨物、コンテナの取り扱い可能と聞いております。

ただ、まずは旅客の定着に全力を尽くしたいと。それでうまくいけば貨物の取り扱いをやっていきたいと聞いております。

○有岡委員 ぜひ、もちろん当然、お客さんを受け入れると。これ、まず第一ですが、例えばフードビジネスで取り組んでいらっしゃる分野、こういったものを並行して準備していかないと。12月は無理でしょうが、様子を見て云々というのではなかなかスタートが切れないので。ヨーロッパあたりに行くと、実は野菜なんか有機質の野菜が食べたいという声があるんです。

そういった意味では、香港を拠点に、もっと広げていくというような航空貨物の戦略というのは、やっぱりとるべきだと思うんです。そこら辺を、またぜひ検討いただきたいと思います。要望で結構です。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、質疑も終わったようでございますので、次に報告事項に関する説明を求めます。

○菓子野文化文教・国際課長 それでは、県出資法人等の経営状況等について御報告いたしたいと思います。

本課は、部長から説明がございましたけれども、3法人を所管しておりますので、順次説明させていただきます。

お手元の平成26年9月定例県議会提出報告書、県が出資している法人等の経営状況についての17ページをお開きいただきたいと思います。

まず公益財団法人宮崎県立芸術劇場であります。

初めに、平成25年度の事業報告についてであります。

1の事業概要でございますけど、当財団は県立芸術劇場の指定管理者として、多様な文化事業を企画、実施するとともに施設の管理運営を行っております。

また、大規模改修事業の受託など、関連する業務を行っているところでございます。

次に、2の事業実績についてであります。

(1)の指定管理業務では、貸し館業務や施設、設備の維持管理を行ったところであります。

次に、(2)は(1)以外の指定管理業務であります。

まず、①宮崎国際音楽祭であります。13の公演と関連イベントを開催いたしまして、延べ入場者数が1万5,242人でございました。

次に、②開館20周年記念事業であります。記念式典やチェコ・フィルハーモニー管弦楽団の記念公演など、3事業を実施しております。

③の招聘公演事業であります。オーケストラ、アンサンブル金沢の招聘など、11事業、13公演を行っております。

④の自主企画制作公演事業であります。みやぎの舞台芸術シリーズなど、9事業、22公演を行っております。

18ページをお開きください。

⑤教育普及事業であります。県内各地で、今年度は12市町村の22カ所でございますけれども、音楽アウトリーチ事業など10事業を行っております。

次に、経営状況について御説明いたします。

19ページに貸借対照表を、20ページに正味財産増減計算書を、21ページに財産目録を掲げておりますけれども、説明につきましては、出資法人等経営評価報告書で行います。

報告書の165ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、出資の状況でございます。

概要欄の枠囲いの中ほどにありますけれども、平成26年3月末時点の総出資額は3億6,228万8,000円、県出資額も同額で、県出資比率は100%となっております。

次に、県関与の状況欄であります。

人的支援であります。右側の欄、平成26年4月1日現在で、役員9人のうち県退職者は3人、また職員数24人のうち県職員は2人、県退職者は2人となっております。

次に、財政支出等であります。

平成25年度は、県からの委託料として4億6,943万1,000円を支出しております。委託料の内訳につきましては、その下の主な県財政支出の内容の欄に記載しております。

①県立芸術劇場管理運営事業、②宮崎音楽祭開催・準備事業、③県立芸術劇場大規模改修事業、④県立芸術劇場開館20周年記念事業でございます。

次に、活動指標であります。

①の劇場稼働率は、目標値の77%に対しまして実績値が75.0%であり、達成率は97.4%となっております。

次に、166ページをお開きください。

一番上の財務の状況欄でございます。

初めに、左側の正味財産増減計算書の平成25年度の列をごらんいただきたいと思っております。

表の一番上、経常収益は7億228万4,000円、

その下、経常費用は6億9,193万8,000円で、その下、当期経常増減額は1,034万6,000円の増となっております。

また、表の下から4段目でございますが、当期指定正味財産増減額にありますとおり、自主企画事業の経費に充当するため、文化事業基金から3,913万2,000円を取り崩した結果、下から2段目の指定正味財産期末残高はその分減少いたしまして、3億7,533万7,000円となっております。

次に、右側の貸借対照表について御説明いたします。

一番右側、平成25年度の列をごらんください。

表の一番上、資産は6億5,093万2,000円、その2段下でございますけど、負債は8,781万3,000円となっております。この結果、正味財産は5億6,311万9,000円となります。

以上のとおり年度収支につきましては、資産の取り崩しを伴うものですが、黒字を確保し、バランスシート上も資本超過の状況でございます。

次に、その下、財務指標についてであります。

①の管理比率は、平成25年度は、目標値の48%に対しまして実績値が59.8%であり、達成率は75.4%となっております。

次に、その下、直近の県監査の状況でございます。

当財団は、平成25年度において、委員監査では2つの指摘事項が、包括外部監査では1つの指摘事項と1つの意見があったところであります。

まず、委員監査の①でございますけど、決算財務諸表において、資産の計上に不適当なものがあつたとの指摘であります。これは定期預金の解約決定を行いながら、その解約手続が年度

を越えて行われましたことから、年度末の時点で、帳簿上の預金残高と銀行の預金残高証明書の残高が、一部相違していたとの指摘を受けたものでございます。

委員監査の②の指摘でありますけれども、舞台機構修繕工事等を随意契約で実施した際、予定価格調書を立てていなかったという御指摘でございます。

包括外部監査の指摘事項は、委員監査の①の指摘事項と同じ内容でございます。

また、包括外部監査の意見では、文化事業基金が取り崩されており、自主財源の拡充が必要との意見がございました。

最後に、総合評価における県の評価についてであります。

活動内容につきましては、いずれの指標も目標値を下回っておりますけれども、友の会会員数につきましては、前年同期に比べて大幅に増加しており、取り組みの成果があらわれたものと考えております。

また、財務内容でございますけれども、文化庁の助成事業の積極的な活用、寄附金や友の会会費の確保など、収入の増加策が図られまして、その結果、文化事業基金の取り崩し額が前年度から約2,000万円圧縮するなど、財務体質改善に向けた取り組みが着実に進められています。

組織体制についても、その充実強化が図られているところでございます。

こうしたことから、その下の4段階評価につきましては、活動内容、財務内容、組織運営のいずれもA評価としたところであります。

続きまして、平成26年度の事業計画について御説明いたします。

お戻りいただきまして、報告書の22ページをお開きいただきたいと思います。

1の基本方針及び2の事業計画につきましては、昨年度と比較いたしまして大きな変更点はございません。

次に、24ページをお開きいただきたいと思います。

3の収支予算書でございます。

まず、1の事業活動収支の部、2の事業活動支出の一番下、事業支出計をごらんいただきたいと思います。

前年度予算額に比べまして、2億3,934万8,000円の増となる9億7,014万5,000円を計上しております。

支出の主な増加要因は、県から委託を受けて実施する大規模改修事業でございまして、演劇ホールの調光盤等の更新を行うものでございます。その他の事業にかかわる歳出規模については、前年度と同額程度と考えております。

公益財団法人宮崎県立芸術劇場の説明については、以上でございます。

次に、公益財団法人宮崎県国際交流協会の経営状況について御報告いたします。

報告書の25ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1の事業概要であります。

国際交流協会では、本県の国際化と地域の活性化に寄与することを目的といたしまして、各種の事業を実施し、本県の国際交流の促進に努めたところでございます。

2の事業実績につきましては、主なものを説明いたします。

まず、(1)の交流推進事業では、県民と在住外国人との交流会や国際ボランティア養成講座の開催などを実施しております。

次に、(2)の情報提供事業では、機関誌「South Wind」や、英語など4カ国語によりま

す「国際プラザニュース」の発行等を行っております。

26ページをごらんいただきたいと思います。

在住外国人支援事業では、在住外国人を対象に法律相談会や生活相談、日本語講座などを実施いたしました。

また、(4)の国際化推進事業といたしまして、県内の団体の国際交流・協力活動に対して助成を行いましたほか、県民の方を対象に国際理解のための講座などを実施したところでございます。

次に、経営状況について御説明いたします。

27ページ以降に財務諸表を掲げておりますけれども、説明につきましては先ほどの出資法人等経営評価報告書で行いたいと思います。

167ページをお開きください。

まず、出資の状況でございますが、総出資額は5億4,360万円、このうち県出資額は4億4,307万円で、県出資比率は81.5%であります。

次に、県関与の状況であります。

まず、人的支援であります。右側の平成26年の欄にありますとおり、役員9名のうち県退職者が3名となっております。

また、職員は、県から1名を派遣しているところでございます。

次に、その下、財政支出等でございますが、25年度の実績は県委託料が2,469万7,000円となっております。

その下の主な県財政支出の内容は、その県委託料の内容でございますけど、多文化共生地域づくり推進事業——先ほど事業実績として説明した事業などを委託しているものでございます。

次に、その下の活動指標でございます。

①の研修・講座の延べ参加数でございますけど、目標値5,000人に対しまして、平成25年度の

実績値は6,259人、達成率は125.2%となっております。

168ページをごらんください。

財務状況についてであります。

まず、左側の正味財産増減計算書でありますけれども、平成25年度の列をごらんください。

経常収益は3,292万8,000円、経常費用は3,280万2,000円、当期経常増減額は12万6,000円の増となっております。表の一番下、正味財産期末残高は、5億4,568万8,000円となっているところです。

次に、枠内右側の貸借対照表の平成25年度の列をごらんください。

資産は5億4,743万6,000円、負債は174万8,000円となっております。この結果、正味財産は5億4,568万8,000円となっております。

年度収支は黒字、バランスシート上も資本超過の状況でございます。

次に、その下、財務指標でございます。

自己収入比率は、目標値15%に対しまして、平成25年度の実績値が22.5%、達成率は150%となっております。

次に、直近の県監査の状況でございますが、委員監査では指摘事項がありませんでしたが、包括外部監査におきまして1点ございました。

平成17年度の末に、この協会は、県庁の8号館からカーリーノ宮崎8階に転居いたしました。その際、事務所をつくるために設置いたしました仕切り壁につきまして、建物附属設備としてではなく、建物として償却すべきであるというふうな御指摘を受けたところでございます。

最後に、県の評価についてでございます。

活動内容につきましては、多文化共生社会づくりなどを推進するために、事業内容の見直し等にも積極的に取り組んでおります。

財務内容につきましては、賛助会費の増など、今後もさらに自己収益の増加に取り組む必要があると考えております。

組織運営につきましては、職員の能力向上にも取り組んでいるところでございます。

4段階評価につきましては、ただいまごらんいただいた評価内容から、活動内容はB、財務内容はB、組織運営もBとしたところでございます。

続きまして、平成26年度の事業計画について御説明いたします。

お戻りいただきまして、31ページをごらんいただきたいと思っております。

平成26年度における1の基本方針、事業計画とも、平成25年度と基本的に変わりませんが、次のページの(3)在住外国人支援事業の③外国人住民連携事業は、新規事業でございまして、外国人観光客へのおもてなしの充実を図るために、外国人住民と民間企業との意見交換等を実施することとしております。

次に、33ページをお開きいただきたいと思っております。

3の収支予算書でございまして。

表の下から2段目の経常費用をごらんいただきたいと思っております。

歳出規模といたしましては、昨年度とほぼ同額の18万円増の3,403万4,000円としているところでございます。

国際交流協会の経営状況等の報告につきましては、以上のとおりでございまして。

最後に、公益財団法人宮崎県私学振興会についてであります。

報告書の163ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、出資の状況でございますけれども、総

出資額は4億2,583万8,000円、このうち県出資額は1億9,675万5,000円で、県出資比率は46.2%であります。

次に、県関与の状況であります。

まず、人的支援についてでございますけれども、右側の平成26年4月1日現在の状況といたしまして、役員数11名のうち県職員が1人、県退職者が2人となっております。

次に、財政支出等についてでございますけど、平成25年度は県補助金が8,333万6,000円となっております。

内容は下の県財政支出の内容の欄にありますとおり、まず①の私立学校教育研修補助金は、研修事業の経費の2分の1以内を補助するものであり、決算額は211万1,000円であります。

次に、②の私立学校退職金基金事業補助金は、私学振興会が行う退職手当資金の基金造成事業に対する補助を行うものでございまして、決算額は8,122万5,000円であります。

次に、一番下の実施事業であります。主な事業を申し上げますと、①の魅力ある学校づくり事業は、私立学校の外国人講師の招致や、教育設備の購入費に対する助成事業を行うものでございまして、そのほか県の委託補助金によりまして②の教育研修事業、③の退職手当資金給付事業を実施しているところでございます。

次に、その下の活動指標でございます。

まず、①の魅力ある学校づくり助成利用件数は、目標値の5件に対しまして、実績値が19件となっております。達成度は380%でございます。

次に、164ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、財務状況についてであります。

左側の正味財産増減計算書の平成25年度の列をごらんください。

経常収益は7億2,218万8,000円に対して、経常費用は7億2,103万8,000円、当期経常増減額は115万円の増となっております。

一番下の正味財産期末残高は、4億3,872万7,000円となります。

次に、枠内右側の貸借対照表の平成25年度の列をごらんください。

一番上の資産は49億8,594万8,000円でございます。負債は45億4,722万1,000円であります。

負債の内訳に固定負債とございまして、45億4,699万6,000円を計上しております。これは、退職事業引当金でございます。

正味財産は4億3,872万7,000円であります。

以上のとおり年度収支は黒字、バランスシート上も資本超過の状況でございます。

次に、その下、財務指標でございます。

①の自己収入比率は、目標値10%に対しまして、実績値が10.3%で、達成度は103%でございます。

次に、その下の直近の県監査の状況についてでございます。

委員監査、包括外部監査とも、指摘事項はございませんでした。

なお、包括外部監査におきまして、幼稚園等退職金事業の積立金の健全化に関する意見がございまして、負担率の見直し等により改善を図ることとしております。

最後に、県の評価についてでございます。

教育研修事業の原則有料化による財源確保、事務局経費の節減、研修メニューの充実強化等、一定の評価ができると考えております。

4段階評価につきましては、ごらんいただいた評価内容から、活動内容はB、財務内容はB、組織運営はBとしたところでございます。説明は以上でございます。

○石崎中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課でございます。

別冊資料の「平成26年9月定例県議会提出報告書(宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策(平成25年度)について)」をお願いいたします。お手元のちょっと薄い別冊資料でございます。

中山間地域対策につきましては、宮崎県中山間地域振興条例や、同条例に基づき策定いたしました宮崎県中山間地域振興計画に基づきまして、各部連携しながら各種の取り組みを進めているところでございます。

平成25年度に実施した同計画に基づく主な施策について、報告させていただきます。

まず、報告書を2枚おめくりいただきまして、1ページ目でございます。

中山間地域振興計画における施策の体系表でございます。

重点施策として、1つ目に産業の振興、2つ目に集落の活性化、3つ目に日常生活の維持充実に掲げ、そのもとにそれぞれ個別の具体的な施策を掲げ、取り組んでいるところであります。

2ページ目以降に、各施策ごとに、関係部局における事業等の取り組み状況や主な成果、目標指標に対する実績等を記載しております。

なお、説明につきましては、お手元の総務政策常任委員会資料により行わせていただきます。

総務政策常任委員会資料の10ページをお開きください。

先ほどの報告書につきまして、概要をまとめたものでございます。

1の施策の実施状況でございますが、先ほどの体系表でごらんいただきましたとおり、産業の振興など3つの重点施策を掲げ、それぞれに

ついて各部局連携しながら各種の取り組みを実施したところであります。

2の実施施策の概要でございます。

まず、(1)産業の振興につきましては、中山間地域の基幹産業であります農林水産業の振興や、新たな産業の創出、鳥獣被害対策に取り組んだところでございます。

①の農業の振興につきましては、地域の特性を生かした生産振興や多様な担い手の育成、生産基盤の整備等に取り組んだところであります。枠囲いにありますようにラナンキュラスなど、中山間地域に適した収益性の高い作物の導入支援やユズ農家の高齢化等を踏まえ、産地の維持・確保に向けた共同作業の推進、園内道の整備、中山間地域等直接支払制度の取り組みによる耕作放棄地の発生防止等を実施しております。

②の林業の振興につきましては、多様で豊かな森林づくりや木材産業の振興、山村・人づくりの推進等に取り組む、植林や間伐、未植栽地の買収などを通じた森林の整備や公共施設の木造化・木質化、木質バイオマス発電施設整備への支援などによる県産材の需要拡大に努めたところであります。

③の水産業の振興につきましては、資源の適切な利用管理や経営体づくりへの支援、漁港機能の強化等に取り組む、具体的にはチョウザメ産業に関する支援体制の整備として、種苗の安定供給体制、加工技術の円滑な移転に必要な研修体制への整備等を行ったところであります。

④の新たな産業の創出等につきましては、地域の特産品を活用した新たな魅力ある商品開発の支援など、農商工連携や6次産業化の推進に努めるとともに、6件の中山間地域への企業立

地が実現したところであります。

次に、11ページをごらんください。

⑤の鳥獣被害対策につきましては、全県的な推進体制の整備や新たな視点に基づく総合的な対策の推進等に取り組む、鳥獣被害対策マイスターを昨年度86名育成するとともに、広葉樹の植栽や侵入を促すための間伐を行うことによる、野生鳥獣への生息に配慮した森林に適切な整備・保全に取り組んだところでございます。

次に、指標の達成状況であります。

産業の振興につきましては、集落営農組織数を初め、12項目の指標を掲げております。

右から2番目の欄に、平成26年度の目標値を、一番右端の欄に、平成25年度の到達度を記載してあります。

このうち、上から6番目の新規漁業就業者数につきましては、漁業資源の減少や燃油高騰、魚価の低迷等の漁業経営を取り巻く環境の中で、新規漁業者の確保につきましては、厳しい状況にございますが、引き続き育成確保に努めていくこととしております。

次に、(2)集落の活性化についてであります。集落の自主的な活力向上や都市からの支援と交流、地域文化の保存・継承等に取り組んだところであります。

まず、①の自主的な活力の向上につきましては、「いきいき集落」として新たに11集落を認定したほか、市町村における集落点検の取り組みを支援したところであります。

②の都市からの支援と交流につきましては、中山間盛り上げ隊による集落活動支援としまして、16市町村で延べ109回実施したほか、東京都及び大阪府内での移住相談会の開催や、空き家活用等に取り組む市町村を支援したところであります。

12ページをお開きください。

③の次世代の育成につきましては、県内6カ所の地区生徒寮の運営支援やへき地育英資金の貸与などを通じまして、就学支援、地域共助による子育て支援の仕組みづくり等に取り組んだところであります。

④の地域文化の保存・継承と活用につきましては、民族芸能保存団体への支援など、地域文化の保存・継承にかかる意識の醸成や活用促進の取り組みを支援したところであります。

次に、指標の達成状況であります。集落の活性化における指標につきましては、集落点検実施市町村数を初め、8項目の指標を掲げております。特に1番目の集落点検実施市町村につきまして、さらに制度の意義等のPRに努め、市町村や集落と連携しながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、(3)の日常生活の維持・充実についてであります。医療の確保や生活交通の確保、安全安心な暮らしの確保等に取り組んだところがございます。

まず、①の医療の確保等につきましては、医師や救急医療の確保、高齢者の保健増進等に取り組む、へき地出張診療の実施やドクターヘリの運航支援による救急医療体制の充実・強化等に努めたところであります。

②の生活必需品等の円滑な調達につきましては、美郷町南郷区において、宅配や移動販売業を通じた、ひとり暮らしの高齢者に対する買い物支援に取り組んだところであります。

③の生活交通の確保につきましては、廃止路線代替バスの運行費等に対する支援や、生活道路としての都市部と中山間地域を結ぶ国県道の未改良区間の整備等に取り組んだところであります。

13ページをごらんください。

④の水道の整備及び水環境の保全につきましては、市町村の行う水道施設事業や浄化槽整備事業、公共下水道整備事業等に対する支援を行ったところであります。

⑤の情報通信網の整備につきましては、携帯電話サービス未提供地域の解消等に取り組み、携帯電話の利用が不可能な31世帯の解消を図ったところであります。

⑥の安全で安心な暮らしの確保につきましては、自然災害対策や地域防災体制の整備等に取り組む、土砂災害防止対策の推進や土砂災害警戒情報の提供、新たな自主防災組織の結成や人材育成の取り組みへの支援を行ったところであります。

次に、指標の達成状況でございます。中山間地域の常勤医師数など、ここに掲げております指標は、特に地域住民の皆様方の生活の安定、安心に直結する重要な課題でありますので、今後とも関係部局と連携しながら、さらなる推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、平成25年度に実施しました主な施策の概要を御報告いたしました。

なお、3にありますように、今年度につきましても、引き続き知事をトップとする中山間地域対策推進本部におきまして、25年度の取り組み結果等を踏まえて、計画に掲げました施策の推進や目標の達成に、全庁挙げて取り組んでいるところがございます。

また、(2)にありますように、施策の推進に当たりましては、県内7地域に設置してあります中山間地域振興協議会を通じまして、地域の意見や実情を直接伺いながら取り組んでいくこととしております。今年度は、この計画改定に着手しておりますので、改定についての御意見

等をいただいてまいりたいと考えております。

また、(3)にごございます中山間地域をみんな
で支える県民運動、これにつつまして、さらに
県民の皆様への浸透を図りまして、中山間地域
の果たす役割の理解促進や中山間盛り上げ隊な
ど、地域と都市部との交流連携の促進、地域資
源を生かした商品開発や地域特産品の消費拡大
など、地域経済の活性化につながるよう取り組
みを進めてまいりたいと考えております。

なお、県民運動につつましては、お手元に資
料3として色刷りのチラシを1枚お配りしてお
ります。県民運動は、毎年10月を中山間地域応
援月間としまして、各種広報等を行ってはお
りますが、今年度は、11月4日に、里山資本主義
の著者の藻谷浩介氏を迎えた講演など、中山間
地シンポジウムを開催いたします。御都合が
つかれましたら、ぜひ御出席いただきますよう
お願いいたします。説明は以上でございます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしま
した。

まずは、県が出資している法人等の経営状
況について質疑はありませんか。

○十屋委員 国際交流について、一、二点お
話を聞きたいと思います。

財務指標等は、黒字だということですが、
ちなみに県内に外国人の方は何カ国から
来られていて、特に多い国というのはど
ちらでしょうか。

○菓子野文化文教・国際課長 手元に資料
があるんですけども、概算で申し上げます
と約4,000名の方がいらっしゃいまして、
韓国系、中国系の方が多いということに
なっております。

○十屋委員 4,000名で中国、韓国の方
が多いということなんですけど、ほか欧米
系とか、ほかの国からもたくさん来ら
れてるのですか。

○菓子野文化文教・国際課長 済みませ
ん、ちょっと資料を探す時間をいただけ
ますか。

○十屋委員 わかりました。それで、新
しく外国人住民連携事業というのが新規
で立ち上げられたということなんです
けれども、外国人住民と民間企業との
意見交換会を開催するというのは、
具体的には、今、定住されている方
と県内で働かれている方、それとか
仕事のマッチングとかそういうこと
なんですか。

○菓子野文化文教・国際課長 これはもう
8月に実施した事業でございますけ
れども、在住外国人の方々とホテルに
従事しているマネージャーですとか
従業員の方々と、双方集まってい
ただいて、その中で外国人へのおもて
なし、接客の仕方、いろいろ気をつ
けなければならないこと、そうい
った意見を在住外国人の方から聞
きまして、ホテルのおもてなしの参
考にするというような会合を持っ
ているという状況でございます。

○十屋委員 日本のホテルに例えて言
うと、一時期、キャンプとかで来ら
れていると、食生活とか、生活文化
の違いで、かなりいろんな面で
そごがあるというか、そういう話
も聞いたりするんです。外国人に
対してのおもてなしという視
点は大事だと思うんですけど、
逆に日本の文化面を——例
えば畳の上に靴で上がる人は
もういませんけど、そういう
文化の違いとか、外国の方
に御理解いただく、それ
を知っていただくという
のも一つ、逆の方向かな
という。外国人、来て
いただく方にはおもてなし
をする部分こちらの日本
文化を知っていただく
というところで。ホテル
で働かれてる方も含めて、
やっぱり違いを感じて
いらっしゃると思うん
です。そういうあたり
も大事で、必要な
かなというふうに、
以前キャンプで来
られた方々の反省
点として思っ
てます。そういう
あたりの意見
交換とい

うのは、中身については例えばどういうものが出てきたのですか。

○菓子野文化文教・国際課長 まさに議員がおっしゃったような文化の違いをお互いに理解し合うということが、非常に大事だろうと思っております。その面で多文化共生社会の推進を行っているということでございます。

その中で、日本文化、畳の上に上がってはいけない、箸の持ち方、挨拶の仕方、そして在住外国人の方がおっしゃっているのは、いわゆるごみの出し方ですとか、防災関係でいろんな避難の仕方だとか、そういったことで日本のことをよく学びたいというような御要望もございません。

そういったことを国際理解講座ですとか、また「日本語れんしゅう会」とか、そういった事業の中で、お互いの文化・習慣といったものを交換しているという状況でございます。

○十屋委員 わかりました。それと、芸術劇場と、それから今言った国際交流協会で、自主財源を確保することという、外部監査等の意見があったのですが——会員数がそれなりにふえてよかったのですが——さらにそのあたりを推し進める意味で、両法人の自主財源確保の手だてとして、あと何が残っているのか。

どういうふうな方法でそこを確保すべきなのかという部分と、広く県民の皆様にも、よりよい芸術文化に触れていただく機会、その中で公的なお金を使う役割、両面あると思うんです。

ですから、全てを自主財源で賄える状況ではないと思うので、そういうあたりはどういうふうに整理するのか。例えば、比率、わかりやすく言うと7対3の比率にするとか、そういうのがあると思うんです。結局、この2つの団体が自主財源確保するための可能な方法論としては、

今後、どういうものがあるのか。

○菓子野文化文教・国際課長 まず、県立芸術劇場でございますけれども、県立芸術劇場は宮崎県の文化の拠点ということで、可能な限り安価な価格で良質な文化活動に触れていただくということを、基本的な目標にしております。

そういった場合に、あらゆる文化活動を紹介していくという役割もございしますが、人気のあるもの、人気のないものというものもございします。そのために、入場料等が、若干、期待できないイベントといったものも、やはりあるということでございます。

また、基本的には、やはり皆さんがお金を出して来ていただけるような、そうした良質なものでやはり収入増も図っていくということが、基本的には重要だろうと思っております。

それと、友の会もございしますけれども、いろんな文化庁を初めとするメセナ事業をやっている団体がございします。そちらの助成活動も積極的に応募しまして、いろんな補助金をいただくといったことで、やはり収入増といったことも、一面では考えていかなければいけないと考えております。

あと、国際交流協会のほうは県の受託事業が75%を占めておりまして、協会の自主財源でやっている事業というのが、例えば宮崎県の1つの合唱団が台湾に行かれるときの国外での交流事業、そういったものに補助する——これは団体の独自財源でやっていらっしゃる事業なんですけれども、そのときに国際交流協会の収入増というのは非常に難しいんです。例えば法人会員につきましては、昨年、5団体ふやすといった努力もしております。

個人会員については、増加がなかったのですが、そういったいろんな団体にも声をかけて、

国際交流協会の趣旨を御理解いただくといった努力も必要ではないかと考えております。

○十屋委員 先ほどの芸術劇場も含めてなのですが、お話の中ではメセナ事業の補助金をいただくとか、県の出資のお金とか、そういう意味で非常に文化も芸術も国際交流も、お金がかかる事業だなというふうには認識をしておりますけど、先ほど坂口委員が言われたように、もっと広く県民——先ほどの話では7割が市内の方だということで、やはりもう少し枠を広げられるような何か取り組みができないのかなというふうに我々も思うんです。

交通のアクセスは大分よくなったのですが、JRからのアクセスについては、かなり悪いですよ。歩いて行ったら、たしか25分ぐらいかかります。

駐車場の問題もありましたので、そういうところを改善——公共交通機関を使ったら来やすいんだよってというような、何かそういう方法もやっていかないと、正直なところ県北からもなかなか行きづらいです。電車でおいて行こうかなと思って、どのようにして行くのかなと。タクシーも余りとまってないし、そういう不便さも、足がちょっと向かない理由かなというふうに思ってます。そういう全体的な中身も含めてですけど、集まりやすい環境づくりというのも——総合交通課長、前にいらっしゃいますが、そういうバス事業も含めて、いろんなことを考えていただければなというふうに思います。私からは以上です。

○坂口委員 くどくなってしまうけど、今言われたように、例えばこの基本方針とか事業計画の中に具体的に位置づけをして、全県下からあらゆる県民の人にこの機会に触れてもらうんだということを、やっぱりここに入れないと。か

け声だけではだめだと思うんです。

今、言われたように駅からのアクセスにしても、シャトルバスを出すなり、あるいは市町村を巡回してここに連れてくるようなバスを出すなり、やっぱり交通機関、移動手段ですよ。

考えの中であればもう宮崎市の人のための施設というようなことが固定していますから、それを始めたって、やっぱり何年もかかると思うんです。

だから、当初の目的、ここにもあるけれども、その財団設立の趣旨の中にそれを入れるの。あなた方の使命は、県民をくまなくここに連れてくることだよ、そうして触れさせることだよということ。やっぱりマニアのためのこういった事業なら、それは幾ら金かけてもマニアは行くんですよ。そういうところに行かせとけばいい。

目的は、やっぱり県民文化の高揚、触れ合い機会の確保だったはず。だから、原点に戻って、そのための目的というものをしっかり置いてやっていかないと。そう思ってるんですよと、そこらが課題ですよってたら、何十年かかたって解決できないんです。

そのうちに、もうこれは異次元世界のことということで、県民の人にすみ分けができてしまうと思います。そこをやっぱり努力してほしいと思うんです。

○橋本総合政策部長 大変、重要な御指摘でございますので、理事会とかでもこういう御議論があったというのをしっかり紹介させていただいて、この財団自体の意義として、やはり県民広くにこの芸術文化を振興するんだという意識を持っていただくように努力してまいりたいと思います。

短期的には、おっしゃるとおり簡単な話では

ございません。ことしも例えば国際音楽祭では、チケットが今まではここまで来ないと買えないというような状況を、インターネット販売とかというところで、一步一步ですけれどもその意識を持ってやっておりますので、引き続き頑張っ
てまいりたいと思います。本当にありがとうございます。

○坂口委員 それと、理事の構成のあり方から、理事にやっぱりそういった観点からものを言う人をもってこない。それにたけた専門家理事をやっぱり、これは固定してしまってちょっとおかしな方向に行ってしまうものですから。あくまでもこれは県民の共有財産だという原点を忘れずに、やっぱりこれをしっかり取り組んでほしいと思います。

○菓子野文化文教・国際課長 先ほど、在住外国人の人数ということでお尋ねになりましたので、平成24年度現在でございますけど、4,125名ということになっております。

一番多いところが中国の1,853名、続いて韓国、朝鮮となっておりますけど629名、続いてフィリピンが542名、そしてインドネシア289名となっております。

○松村委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、次に、宮崎県中山間地域振興計画に基づく施策について、質疑はありませんか。

○井本委員 11ページの(2)の②には、都市からの支援と交流ということで、中山間盛り上げ隊が書いてありますよね。

中山間盛り上げ隊というのは、おととしだったかな。何か、私、中山間地域という上鹿川なんか思い出すんですけども、あそこにもちょうどNPO法人か何か団体が入ってて、そして

大学生を入りこませようと、いろいろ話をしていたけど、その後、何が生まれたのか、どうなったのかと、いまいち疑問でね。やらないよりはやったほうがいいのかもしれないけど、やっぱり後に残るようなものをやらないといけないのではないかという気がするんです。

これは私の考えなんだけれども、例えば、鹿川だったら山の中ですから、海とか、あるいは町中の人と交流するような——例えばで、今、姉妹都市とか言うのだったら、今度は姉妹町と言うのかな、兄弟町とか、そういうものをつくって行って、そこと一緒に常に交流するとか。3カ所か4カ所ぐらいで姉妹とか兄弟とかになって、そしてしょっちゅう行ったり来たりするというようなことをつくられたほうが、私はもっと具体的に何かできるような気がするけど。これも盛り上げ隊は盛り上げ隊でいいんだけど、どうも最後に形が残ってなのではないかと思って、ちょっと心配してるんですけど。

○石崎中山間・地域政策課長 今の委員の御指摘、非常に重要な視点だと思います。

やはり中山間地域と都市部との交流をどうつくっていくかというのが欠かせないことだと思います。

盛り上げ隊につきましては、今、主に集落で行われるいろんな行事等の補助とか、そういうことをやっておりますけれども、その場にとどまらず、盛り上げ隊に参加した人たちが、その後も継続的に集落を訪れるといったような、まさに委員がおっしゃるような交流の事例も生まれておりますので、今後もこの盛り上げ隊につきましては、委員の御指摘のような視点も含めながら、さらに促進していきたいと考えております。

○井本委員 いや、その盛り上げ隊もいいんだ

けど、盛り上げ隊という、何か帰省と言っ
たらいけないけど、全然知らんような学生なんか
が来て、わあわあ言って。それはやらないより
はやったほうが、またその人たちがリピートす
ることももちろんあって、それも悪くはないん
だけど、もっと何か地についた本当にそういう
交流が持てるようにしたら——例えば、延岡の
上鹿川の人間と北浦の古江の人たちが、そうい
う姉妹町とか何とかつくって、兄弟町とか何と
かつくって、それでしょっちゅう行ったり来た
りするというようなことをやれば、もうちょっ
と根づくような気がするんだけど。そういう切
り口で、ひとつそういう事業なんか起こせんも
んかなというふうに思うんだけどね。

○石崎中山間・地域政策課長 それぞれの地域
のその集落の交流といったような、地域の交流
というような視点ですが、例えば県で「いきい
き集落」というものを認定しておりますけれど
も、県では毎年2回、その研修会というものを
行っておりまして、「いきいき集落」同士が交流
する場というのを設けております。

まさに、県内のいろんな地域にある集落が交
流を深めているということで、その盛り上げ隊
以外に、ある集落の人が別の集落に行って、い
ろんな行事を手伝うといったようなところも出
てきております。そういった盛り上げ隊という
だけではなく、集落同士の交流といったような
ところも促進していきたいと考えております。

○有岡委員 13ページにございます、県内7地
域に設置している中山間地域振興協議会という
のがありますが、こういった7つのブロックに
分けている絵というんでしょうか、そういった
一覧の表というものがあるだろうかと思ってお
尋ねいたします。

○石崎中山間・地域政策課長 今、地図という

形ではございませんが、これは各農林振興局単
位で基本的に設置しているものでございます。

○有岡委員 例えば、人口減少してない町とし
て、綾町なんかがよく取り沙汰されるわけです
けれども、7つの地域のブロックの紹介をして、
こういう地域の取り組みをやっているというも
のを——今、123の「いきいき集落」の例があり
ましたけれども、7つのブロックがいわば地域
の特性を生かした競争をし合うような、そういっ
た一覧があつて、それをみんなに見てもらう中
で、この地域はこういうことをやってるんだと
いうことがわかると、この振興協議会の取り組
みをもっと活発になるんじゃないかと思うん
ですが、そういった取り組みは、26年度以降、考
えていらっしゃらないのでしょうか。

○石崎中山間・地域政策課長 それぞれの地域
を活性化していく上において、他の地域の取り
組みを知るといのは大変重要だと考えており
ます。

我々もこれまでいろんな機会で、他の事例の
紹介等を行ってきたところではございますが、
そういう協議会等の場も活用しながら、取り組
んでいきたいと考えております。

○十屋委員 中山間地域をどうするかというの
は非常に難しいと思うんです。ここに政策が並
べられてて、人が住むためのいろんな制度だつ
たり、いろんな仕組みだと思うんですけど、結
局、人口が減ってますよね、自然減というのも
あるし。だからそれをふやすために仕事だつた
り、病院だつたり、学校だつたり、いろんなこ
とがあると思うんですけど、やっぱり人がふえ
たか減ったかというのが、大きな一つの基準に
なるんじゃないかなと思うんです。移住等の促
進、入ってくる人の話なのですが、ここで定住
される方が子供を産み、育てられるような環境

づくりというのは、この大きな柱になると思うんです。その視点で人口がどう推移したかなどというのもこの中に入れて、その中山間地の大きな目標値——人口を維持するのか、減っていくのは当然もうわかってますけど——それをどのレベルまでに維持するためには何が必要なのかという、その辺もちょっと視点として置いておくべきなのかなど。この事業いろいろ見せていただいて思いましたので、また御検討いただければ。

○石崎中山間・地域政策課長 この計画の目標指標、いろいろなものがございます。

やはり我々としては、これまでの施策、一定の成果を上げてきているとは考えておりますが、人口が減少してそれに歯どめがかけられていない状況でございますので、やはりそれが一番重要な課題であろうと考えております。

現在、この計画の改定作業を進めておりますけれども、そういう指標につきましても、例えば人口はどうかとか、なかなか難しい面はございますが、見直して、より適切に中山間地域の状況をあらわす指標とか、あるいは目標を設定してまいりたいと思います。

○松村委員長 時間も来たようでございます。午後1時から続きをやりたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時0分再開

○松村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、宮崎県中山間地域振興計画に基づく施策についての質疑を行います。質疑はありませんか。

○坂口委員 10ページに、この振興計画に基づ

いた施策関連で、③の水産業の振興——今、これ全体にそうなんですけど——この水産業になると農政水産で部局連携ということでの仕事なのですが、その役割分担ですよ。

農政水産部と総合政策部の、役割をどう分担されているのかということと、水産業の振興に関して何を目的にされているのかというのを。まず、目的とされているのは何なのか。チョウザメは別として、特に下の海面漁業について。

○石崎中山間・地域政策課長 まず、役割分担というお話でございますが、この中山間地域振興計画は、それぞれの部門ごとの事業あるいは計画と密接に関連しておりまして、基本的に中山間地域という視点で、それぞれの部門の事業を進めていただくということで考えております。

したがいまして、総合政策部としましては、それぞれの分野における中山間地に関連した事業あるいは事業の進捗状況、あるいはその成果等を把握しながら、対策本部等の場において、もし何か中山間地域から要望の強いこと、あるいはもう少し力を入れるべき点等があれば、それを総合政策部としてお示しをして、さらに各部局で事業を進めていただくという、そういう関係であると捉えております。

それから、この水産業の振興の防波堤の整備……。

○坂口委員 いや、そうじゃなくて、そういう役割分担を持ちながら、その究極の目的。なぜ分担してそういうことをやられるのか。何のためにやっておられるのかというその究極の目的です。

○石崎中山間・地域政策課長 やはり計画にも掲げておりますけれども、雇用の場を確保して、県民の皆様が安心して中山間地域で暮らしていけるようにするということが、究極の目的であ

ると考えております。

○坂口委員 暮らしができるようにすること、定住させるということだと思えます。もちろん雇用の場の確保もだけど、まずそれ以前にそこから人が消えないようにするというのが——わざわざ振興法で地域指定をして、網をかぶせてそこを特に力を入れていこうという目的は、そこで暮らしができるようにすることだと思えます。

そうすると、そういった防波堤を整備したり、暴風壁を整備したことで、そのことが暮らしにどう貢献するのかということです。

これを共同事業として、連携事業としてやらざるを得ないということは何なのか。漁村振興課だけではできないのか。たまたま網がかぶっているから、うちも名前を一緒につけさせてよということなのか。そこらはどうなのですか。

○石崎中山間・地域政策課長 例えば、今、委員が御指摘になった点でございますけれども、この漁港の整備等につきましても、それぞれの地域における漁業の振興といった目的があって整備が進められております。

その中で、この中山間地域振興計画は、県が独自にまとめたものでございますけれども、例えば過疎法あるいは離島法、半島法といったような、それぞれの地域振興立法がございまして、その中でこの中山間地域政策課は、それぞれの地域における事業を取りまとめて計画をつくって、それに基づいて各種、国の施策等が、補助事業等が行われるというところでございます。これは関係があるから名前をとということではなく、やっぱり事業をそれぞれ進めていく上で、密接に連携していくべき関係だと考えております。

○坂口委員 これは批判してるんじゃないんだ

けど。その築堤事業なり、あるいは暴風壁、2つとも港湾内の港の中の性能を高める事業ですよ。具体的に、ここが加わったことで、どう加速されたのかということです。漁村振興課だけでやったのと、それでここが加わったことで、どう加速されたのかということです。それと、その結果、暮らしがどうなったのかということです。

○石崎中山間・地域政策課長 例えば、島野浦は離島でございます。また、市木につきましても、対岸、築島が離島でございまして、市木漁港はその離島の島民の方々も利用する港でございます。

そういった意味で、我々は、今年度もですが、例えばこの離島地域に実際にお伺いいたしました。串間でしたら土木事務所ですけども、その担当も一緒に行っていただきまして、市町村も同行していただきました。

その中で住民の皆様のお話を伺いながら、その問題点というのを共有するとともに、私どもは離島等の国土交通省のヒアリングの中でそういう状況を伝えまして、漁港整備等の事業が円滑に進むようにということを行っているところでございます。

そういった意味で、これはやはり制度的、特に財政的な面、事業採択等になりますけれども、それぞれ総合政策部、各部局が連携して進めていかなければいけないと考えております。

○坂口委員 国交省じゃなくて水産庁だろうけど、やられたことはわかるんです。でも、それは漁村振興課単独でもできなかったのかということです。ここがついたことによって予算がふえたとか、ここがつかなければ減るとなると、これはこの指定は受けてない漁村なんかも大変な問題です。

なぜ、うちはその振興法の対象にしないのか

とか、言葉の定義で網をかぶせただけなのかとか、油津とほかの振興区域計画にかかってないところとは、本当はどちらがそういった整備が進んでいるのかとか、またいろんな問題が出てくると思うんです。

だから、言われることはわかって、批判しているんじゃないけれども、やっぱりここが加わったというのは、暮らしをよくするということのトータル的なコーディネートをやって、足りない分を補完してあげたりすることと思うんです。

それで、それは確かに、防波堤が高くなって長くなって、暴風壁ができれば、港の中で船がぶつかり合ったり、ロープを張っていたのが切れて流れたりということがないから、結果的にはやっぱり漁師の暮らしに貢献しますよね。

それでも、今、当面している問題は、油が高くて、行ったって魚いないと、何もとれないと。行くだけ赤字、赤字を減らすためには何もせずにじっとしておくことだ、もう息をするだけで、ほかのことをしないで息さえしとれば死なないというぐらい、そんなもうちょっと露骨に言えばそのような状況なんです。魚いないですから、安いですから。

なぜ、いないのかというようなことをやっぱりこれは分析して行って、例えば温暖化が進んでると。これが企画の仕事だと思うんです。

じゃあ、温暖化が進むことによって何なのかって、藻場がなくなってしまっている、回復できない。こういった藻場の回復とかは、水産サイドじゃどうしようもないんですよ。

だって、なぜ藻場が減っているかというのと、以前は海のpHなんて8.5あったんですよ。今は限りなくもう7.8に近づいている。海の水がそれだけ酸性化してきた。このような中で生えるわけじゃないです。

さっきちょっとpHが高いという肥料の話が出てたけど、海の中はそうにちやちなものではないですよ。海水温が1度も上がった、海が全く変わったんですよ。すんでいるものも変わったんですよ、だから資源がないんです。

石を投下して行って、マウンド漁礁ができれば漁ができ出したと言っても、かろうじて少ない魚がそこに来始めただけです。

これもなかなか進まないって話がある。なぜなのかと言ったら、これも何から持ってきたのかわかんけど、比重が2.5以上ある石を入れましょう、直径が何ぼ以上の石を入れましょうと。宮崎の石は2.4しかないからそれはだめですか、2.4と2.5が漁礁つくるのに何が違うのか。それは業者さんがコンピューターで計算しながらここに石を、あの海流の中で落としていくための計算上2.5であって、2.4でも沈むんです。

今度は自分なりのソフトをつくれれば、ここに入られるんです。だから、そういうことをやって、もっと安い石を近場で集めて漁場をふやしていこうとか、それが僕は企画の仕事だと思うんです。

藻場をつくるのにどうすればいいのか。一生懸命クロメだ、あるいはワカメだ、あるいはヒジキだ、カジメだというのをやっているけれども、pHがこれだけ下がれば、もうこれは育たないよとか。それから例えば林務サイドでは、松くい虫対策で赤松を系統選抜やりながら植えていく。

藻だって強いのもあるのではないですか。これは漁村振興課では、とても手のでない仕事。

そういうことをやって行って、沖に出て油代より何がしかが稼げたよという海づくりをしてあげるためのお手伝いをするのが、僕は総合政策部だと思うんです。

港づくりなんて邪魔とは言わないけれども、漁村振興課に任せたほうがもっといいのことができます。

だって、補助金を持ってくるのは、漁村振興課でも、町役場でもできますよ。

だから、これは批判してるんじゃないんです。ありがたい話なんです。

しかし、目的は何なんだという。漁民の暮らしをよくするんだ。60人の後継者の計画を立てたと。その達成率が90%だったと。これはランクBだ、あるいは評価Aだとしたって、じゃあ、何人、漁師をやめていっているの。

この20年間で5,000人の経営体がもう2,000数百になってるんです。60の設定自体が低い、これ200ぐらい上げている。評価はDランクになったけれども、Aに近づいていこうと。これがやっぱり企画の仕事だと思うんです。

ぜひ、そこら、やっぱり何をやるべきか。目的というのはあくまでも県民の暮らしをよくするんだ、県民が宮崎に住んでくれるんだ、そこを動かないでそこで生活してくれるんだ、子供、孫に、次に命をつないでいってくれるんだと。

そのために、水産サイドは何ができないんだという、そこを頭脳部分として埋めてあげる。

僕はそこをやっぱり目的にしてほしいです。港を何メートル延ばすとか、それは漁村振興課が立てる目的であって。部長、そこらに対しての見解というのを少し聞かせてください。

○橋本総合政策部長 この防波堤の整備自体、これはまさに予算の支出としては、それぞれの部局ごとのものもありますので、今のような御指摘ももっともだと思います。この後、政策評価の御報告もさせていただきますけれども、今の御指摘いただいて、我々企画サイドの仕事は何なんだろうかといったときに、やはりそれぞ

れ県庁職員、真面目にいろいろ考えて、またそれぞれの事業部局はプロの視点を持っておられますけれども、やはり時間軸は毎年の予算1年とか3年とかそういうスパンで考えられる。

それを今おっしゃるように10年とか、そういうスパンで見たときに、例えば魚種で言えば、何が、この宮崎の海は魚種が変わったのはいかとか、逆ににとって市場で売るだけではなくて加工して売って、これフードビジネスの切り口がそうですけれども、今までにないお客様はどこだとか、そういうところの議論を仕掛けていくと。それでそれぞれの事業部局の方が、なるほどと思っただけのような議論をしていくと。その先を読んでいくというのが我々の仕事かなと。何か非常に大きな宿題をいただいたと思ひまして、そういう姿勢で頑張りたいと思っております。

今年度も、いろいろ知事のところで政策論議とかする機会がありまして、やはりこの水産というのも一つの大きなテーマになっておりますので、議論をしっかりとやっていくというところで、今のような方向性を我々も勉強しながら、努力してまいりたいと思ひます。

○坂口委員 すごく無理難題を言ってるというのは、わかっているんですよ。

でも、やっぱりそこらを目指してほしい。そして、政策評価にしても、あくまでも進捗何かから言うのは、手段に対しての評価ですよ。手段をこれだけ達成して、手段が段々充実しつつあるが、目的、暮らしは全然変わってません、むしろマイナスですとなっても、それを批判する人はいないと思うんです。どれだけ難しいことをやってるのかと。

目的には、まだはるか及ばなかったからDランクだって言ったって、ぜひそこらを目指して

って。僕がさっきpHで海の酸性度、アルカリ度を言いましたけど、8.5から7.8っていったら0.7ですよ。10の0.7、さほどないなと。ところが酸性度というのから見ると3倍なんです。0.7のpHの差があるということは酸性度から見ても3倍。これはもうとても魚はようすまなないぐらいの厳しい過酷な状況なんです。

そういったものに対応していくためには、長期的な計画を立てて、総合政策部が全国のあらゆる試験研究機関とか、あらゆる場所から情報をことごとく収集して行って、それを担当課に提供してあげるとか、施策の中に入れていくと、そういうことをぜひ目指してほしい。

物すごく無理難題を言っているのはわかってるんですよ、ぜひお願いします。

○井本委員 今さっき、十屋委員が人口が減るといふときに思い出したのだけど——本会議場で中野議員の長野県下條村で人口がふえているという話にびっくりしたのだけど、ああいうところは、何かやっぱり原因があればこそふえているのでしょうか。どういう分析ですか、そちらは。ちょっと聞かせてもらえんかね。何でふえてるのか。

○橋本総合政策部長 正直、私も不勉強で、実際その長野県下條村とかお伺いしたこととかないというのが現状でございます。本会議での議員のお話とか伺っておりまして、例えばそれ以外にも長野県川上村とか、レタスの生産で有名なところでもございまして、やはり長野県というところでも、特色のある産業をつくって、要するに農業でしっかり生計が立てられるというところ——川上村の例で申し上げますと、冷たい土地で本来は余り豊かでないところだったけれども、作物を特化して、その時期のずれとかを利用して非常に生産性が高いと。こういうも

のがあるとやはりそこで生活しよう、また子供を育てようという動きが出てくるのかなと。

ですから、私自身は、今回、国のほうで地方創生ということで、担当大臣もでき、またマスタープランということで、人口減少、その中でも出生率、自然増減だけに着目せずに、社会の移動について光を当てたというような知事答弁がありましたように、非常に今までの日本にはなかったことだと思っております。そういう中で宮崎県というのは、沖縄県を除けばトップの出生率を誇っており、かつ農業県でございます。例えば宮崎で農業でしっかりと生活ができるという姿を示せば——宮崎の場合、18から25ぐらいのところ、非常に大きな社会移動があつて減るわけですけども、こういうものを押しとどめられるようになれば。御紹介いただいたところは規模が小さな村レベルでございましたけれども、県レベルでも、そういうモデルとしての役割を示せるのではないかというような勇気をもったというところで伺っていたところでございます。

ちょっと直接の答えになつてなくて申しわけございませんが、また勉強してまいりたいと思います。

○井本委員 私も、ネットで、ちょっと後から見たのだけれども、何か、もう普通、行政にみんな頼ってくるのを、つくるのは自分たちみんなの仕事でやろうではないかという、それが非常にうまく作用したのではないかというようなことが書いてあった。

確かに、私も、人から言われるのは、今の本当、国民というのは、もう行政が何してくれんか、こうしてくれんかということ。ケネディの最初の就任演説、国が何をしてくれるじゃなくて、国のために何ができるかという、それを本

当に今こそ日本人も考えないといけないときではないのかなという、そんな気がしました。

それにもう一つ、ハード面ではなくて、やっぱりソフト面、その辺にあるのかもしれないなというような気がした。私の感想ですけど、そんな気がしました。それはそれだけのことです。いいです。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。私から1つ聞いていいですか。

「いきいき集落」認定数ということで、22年度から25年と毎年上がってますよね。

認定をたくさんするというか、地域の方が意識して、私たちも「いきいき集落」に入らせてください、そこの施策の中で頑張っていくという集落がふえていて、これはいいのかという反面、もし名前が限界集落というままだったら、地域の人たちが、私も限界集落のこの施策の中のメンバーに入らせてくださいって言ってきたかどうか、ちょっとわからないようなところなんですけれども……。ここの数字が103というふうにふえているのがいいのか。あるいは「いきいき集落」から「いきいき集落」ではない集落に立派に立ち直りましたって言ったほうがいいのか。この数字の見方も、非常にこの分析というのは難しいんですけれども、「いきいき集落」というか、限界集落から脱したところというのはあるんですか。

○石崎中山間・地域政策課長 「いきいき集落」につきましては、限界集落ということではなくて、自分たちの集落の活性化に、その住民の皆様が取り組んでいこうということをされている集落ということでございます。

その「いきいき集落」から「いきいき集落」でない集落になった事例ということでございますけれども、「いきいき集落」は、生き生きして

いれば、あくまでもいつまでも「いきいき集落」なんです。本会議でもいろいろと御質問いただきました。事例として上げさせていただきました。日之影町等でそういう廃校になった学校施設を利用して、住民みずからが交流事業等に取り組み始めた事例とか、あるいはこれも美郷町の南郷区で、渡川地区はその出身の若い方々が6名ほど帰ってみえて「どがわん」というグループをつくって、集落の活性化に取り組んでおられるとかということで、そういう意欲的に取り組んでおられる集落がふえてきていると。それがこの「いきいき集落」の認定数の増加だというふうに考えております。

ただ、やはり、今、活動に取り組んでおられる方々の、その後継者をどうやって見つけていくか。問題は人口減少のことに戻ってくるわけですけれども、今、元気だからといって、将来まで元気かいうとそうでもないわけですので、我々としては今の取り組みが持続的に行われるように、支援していかなければいけないと考えております。

そういった意味で、集落の今の状態としては、生き生きしたいろんな活動が、活発に行われている集落はふえてきているというふうに考えております。

○松村委員長 ちょっと聞いてみただけですけども、限界集落というのはどこに行ったのかなと思って。宮崎県にはもう限界集落がないのかなという思いもちょっとあったような気がいたしました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、報告事項に関する質疑はこれで終わります。

それでは、その他の報告事項に関する説明を

求めます。

○井手総合政策課長 総合政策課から平成26年度の政策評価の結果について、御報告させていただきます。

委員会資料の14ページをお開きいただきたいと思えます。

先ほどから評価について、いろいろ御意見、御議論をいただいているところではありますが、この政策評価、平成23年6月に策定しました総合計画、未来みやざき創造プランのアクションプランに掲げる重点施策であります。

これ10のプログラムがありまして、その10のプログラムについて25年度に実施した事業についての評価でございます。

1の評価方法のところに記載していますように、内部評価と外部評価からなっておりまして、内部評価につきましては、まず県のほうにおきましてAからDまでの4段階で評価をいたしております。

外部評価につきましては、総合計画審議会——総合計画を諮問している審議会でございますが——そちらのほうに諮問いたしまして、社会情勢による影響等も勘案した上で、プログラム全体についての総合的な評価、また施策に対する提案・意見等をいただいているところでございます。

その評価結果でございますけれども、2の表にまとめてございます。内部評価、重点項目数ということで真ん中にありますけど、31の重点項目がございまして、それぞれAからCで評価がございまして、Aが9項目、Bが21項目、Cが1項目ということで、A B C Dのあらわすところというのは、下の四角囲いに書いております。

これにつきまして、本当さまざま御意見あるかと思えます。事業の進捗度を見ながら、こ

の現計画の中に定められております目標たる指標、取り組みの指標等を勘案しながら、内部的にAからCで評価をしたところでございます。

この表の右端のほうに外部評価の欄を設けております。先ほど申しましたように総合計画審議会のほうで、同じようにAからDまでの4段階で評価いただいたところでございまして、ほとんどがBという評価、一定の成果が出ており、課題への対応を行っている。

中で5番目の環境新エネルギーの先進地づくりのみがAと、そういう成果が出ているという評価をいただいたところでございます。

15ページのほうに、その評価いただいた審議会の中でいろいろな御意見、提言いただきましたので、それをまとめてございます。

簡単にまとめてございますが、主なものを申し上げます。まずプログラム2、脱少子化・若者活躍プログラムでございまして、これにつきましては若者の離職率の高さ等が話題となりまして、小中学校におけるキャリア教育の推進、また若者と地元企業のマッチング等について、しっかり進めていくべきだというような御意見をいただいたところでございます。

また、プログラム5でございまして。

先ほど、唯一Aをいただいた評価でございますが、木材価格の低迷等により林業産出額は減少傾向が続いており、実際の林家の生活をしっかり見ないといけない。したがって、低コストで安定的な国産木材の供給体制の構築等に、もっと力を入れていくべきだというような御意見をいただいたところでございます。

そのほか、プログラム8でございまして。

観光交流・海外展開プログラムでございまして、内部評価で唯一Cという評価をいたしましたものがございまして、その中身としましては、県外

アンテナショップの売り上げが、減少が続いているというところがございますが、いろいろな取り組みを行っており、その売り上げの減少幅そのものは少し小さくなっているんですけども、やはり減少が続いているというところから、内部評価でもCをつけました。

ここでは外部の専門審議会の委員のほうから、マーケットインの視点に立った販路開拓をもっと進めていく、また商談力の向上の取り組みを続けていく必要があるというような御提言をいただいたところがございます。

31のそれぞれの重点項目の個別の評価につきましては、その後ろのページ、16ページから17ページに載せております。

また、総合計画審議会からの御意見を全部掲げた資料1——答申資料でございますが——として添付させていただいておりますので、また後ほどごらんいただければと思います。

全体の評価としては、審議会から、外部委員評価として、おおむね順調という評価をいただいたところがございますけれども、先ほどからでございますように、本当にそれがこの県行政の成果につながるように、しっかりと進めていく必要があると思っております。

今後の施策の展開については、いろいろな御意見いただきながら、しっかり見直して、効果のある施策の構築に努めていこうと考えております。

政策評価については以上でございます。

続きまして、県総合計画の改定状況について報告をさせていただきます。

資料18ページをお開きいただきたいと思いません。

現在、県総合計画改定を行っております。これは6月の常任委員会でも、御説明をさし上げ

ているところがございますが、大体の方向性について出てきましたので、今回、少し詳しく報告させていただきます。

まず、1の改定の方向性でございます。

右のほうに現行の今の総合計画の概念図をつけております。構造がわかるようにということでございますが、この総合計画の基本構成ということで、長期ビジョンと下のほうに少し小さくなっていますがアクションプランの2本立てになっております。

長期ビジョンの横のほうに20年後展望と書いてあります。長期ビジョンについては20年後を展望した上で基本目標、基本姿勢、長期戦略等を中に盛っております。

アクションプランにつきましては、アクションプランの下の枠の中に書いてありますように、長期ビジョンもしくは知事の政策提案等の実現のために4年間の実行計画ということで、今年度までの計画ということになっております。

左のほうに戻っていただきまして、実際にどこを改定するかということを説明させていただきます。

まず、2のところにありますけれども、表の一番上に掲げています時代の潮流、将来推計と予測、本県の特徴でございますが、これにつきましては総合計画の検討上の背景でございますので、現在の情勢と策定時からの変化等を踏まえながら、また最新のデータを踏まえながら、見直しを行うこととしております。

特に人口につきましては、先ほどからお話ありますように、非常に、今、問題となっておりますし、現行の計画そのものが人口減少に着目した計画でありましたことから、今の最新のデータ、また県内の状況等を再度しっかり精査しまして、県独自の合計特殊出生率や社会移動の

変動率等を設定した上で、新たな将来推計を行うこととしております。

次に、3の長期ビジョンでございます。

この長期ビジョンは、基本目標、基本姿勢、そして長期戦略、分野別施策の4つからなっております。

まず、基本目標と目指す将来像でございますが、これは20年後の2030年を見据えて策定しましたものでございますので、この2030年に設定しています目標年次、さらにその基本目標であります、未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦、この目標については変更しないと考えております。

当然ながら目指す将来像についても、人・暮らし・産業の3つで描いておまして、この目標そのものは動かさないということを考えております。

その下の県づくりの基本姿勢ですけれども、これも大きく変化するところはないと考えておりますが、現状の時点で書きぶり等を少し見直しを行っていかうと思っております。

3番目の長期戦略でございます。

これはこの基本目標であります、新しい「ゆたかさ」を実現するための戦略的な方策、いわばそこにその目標に達する道筋を示すものでありまして、この計画策定後の人口減少の深刻化でありますとか、大規模災害の対応の必要性など、社会情勢の変化を踏まえて必要な見直しを行うことと考えております。

当然ながら、この戦略の中には、重点的に取り組む施策で構築されていますので、その施策の優先順位等を改めて見直すこととしております。

4番目の分野別施策でございます。

これにつきましては、人づくり、くらしづく

り、産業づくりの3つの分野で、県行政として行うべき仕事を体系的に整理したものでございますので、今、現時点での新しい課題に対応するための施策の追加、修正等を行っていくことを考えております。

最後に、アクションプランでございますが、今年度でこのアクションプランは終了しますので、次年度からの平成27年度から30年度までの4年間の計画を新たに策定するということになると思います。

めくっていただきまして、20ページでございます。その計画、構成について説明しましたけれども、内容はどのような内容になるかというようなことでございます。

今、現時点で総合計画審議会の有識者の御意見、また県庁内での議論、そして市町村と県民の方々からの地域別の意見交換会等、いろいろな御意見をいただきながら、どのような改定をするかという論点を整理しているところでございます。

まず1に、改定に当たって踏まえるべき主な経済社会情勢の変化というところで、4点掲げています。

何度も申し上げますけれども、人口減少に関する全国的な問題化、また国が施策として打ってきている重点化の部分。そして東日本大震災から経験した防災・減災対策の重要性、さらには地域のきずななどの新たな価値観をどう共有していくか。そして3番目としまして、整備が進んでいます東九州自動車道、これの宮崎—延岡間の開通、またさらには北九州への開通等、また国際定期便の就航など、交通ネットワークが充実している部分、これをどう生かしていくのかというところ。そして4番目としまして、2020年の東京オリンピック・パラリンピッ

ク、これを契機としたその先まで見据えた経済活性化につながる取り組み。もちろん国家的プロジェクトとして動いていきますので、それをいかに活用していくかと。そういう4点を踏まえながら改定をしていこうと考えております。

その主な論点として、人づくり、くらしづくり、産業づくりに分かれて、論点を整理をしています。

項目だけ申し上げます。

まず、人づくりに関しましては、やはり人口減少問題、そして人づくりというところで人材育成。くらしづくりに関しましては、地域コミュニティの再生、また健康長寿社会づくりのための健康づくり、そして危機事象対応いわゆる防災・減災の対策の部分でございます。

21ページのほうにわたりまして、おもてなし環境の強化、また文化・スポーツの振興、オリンピック・パラリンピック等を契機とした論点でございます。

最後に、産業づくりでございますが、現在、取り組みを進めています産業の成長化、これをさらに継続していくという必要性。そしてその生まれてきた経済の強みを地域内でいかに循環させていくのかという——先ほどもお話にありました経済の地域内循環という、こういう論点が、今、掲げられています。

こういう論点に従いまして、県が取り組むべき施策を編み上げて、戦略として構築していこうと考えているところでございます。

最後に、今後のスケジュールでございます。

3のところの改定のスケジュールを上げていきます。

平成26年、今が9月定例会の総務政策常任委員会ということで、この改定の状況を御報告させていただいているところでございます。

今後、専門部会、また市町村との意見交換、また県民との意見交換を地区別にやりまして、11月のこの常任委員会では長期ビジョン、先ほども申しました基本目標から長期戦略、分野別施策に関する部分の素案を御報告できたらと考えております。

その上で、パブリックコメント等を経まして、2月の定例会に、長期ビジョンの議案という形で提案を考えております。

同時にアクションプランにつきましても作業を進めます。そこについてはこの2月の定例会の時点で、アクションプランの改定についても、その大まかなところを御報告できるのではないかと考えております。

そのアクションプランにつきましましては、6月の定例会で議案を提案しまして、常任委員会での議案の説明をさせていただこうと考えています。

以上、27年の6月までで、総合計画を順次改定をしていこうと考えているところでございます。説明は以上でございます。

○日高広報戦略室長 広報戦略室からは、県ホームページのリニューアルについて御報告を申し上げます。

常任委員会資料の32ページをお願いいたします。

1の概要にございますけれども、現在の県のホームページは平成18年12月から相当、長期間にわたって使用してきておりますが、より見やすく、使いやすいものとなるように、今年度、デザインや機能のリニューアルを行うことといたしております。

2の実施方法ですが、リニューアルに当たりましては、運用、保守を含めて一体的に業務を行う事業者をプロポーザル方式、いわゆる企画

コンペ方式で選考したところであります。4社の応募がありましたけれども、(1)に記載のとおり宮崎市の株式会社南日本ネットワークと静岡県のグローバルデザイン株式会社、この2社で構成する共同企業体を選定しております。

静岡県の企業が入っておるわけですが、一般的に国や地方自治体のホームページにおきましては、大手のIT企業が取り扱う観光庁向けの基本運用システムが幾つかありまして、そのいずれかがどこでも採用されておるといった状況があります。

静岡県のこのグローバルデザイン社もそのような大手の一つでありまして、農林水産省や全国12の府県を初め、多数の市町村で同社のこのシステムが採用されているところであります。

このような事情から、プロポーザルに参加したほかの会社も全て、基本システムを取り扱う県外大手企業と宮崎の地元企業との提携、これが前提となって参加してきたところであります。

(3)の予算額ですけれども、新たなホームページは、その下の(4)にありますように来年1月からの公開を予定しております。

今年度は1月から3月までの3カ月分として199万5,000円、来年度から31年度までの5カ年間の運用・保守等につきましては、昨年度合計3,790万5,000円の債務負担行為を承認いただいております。

続いて、3のリニューアルの主な内容になりますけれども、これにつきましては別冊で資料2を、お手元にお配りしております。こちらのほうで、詳しく御説明させていただきたいと思っております。

まず、この1ページの表紙でありますけれども、新たなトップページのデザインの素案でございます。

色使いをよりカラフルにするなど、めり張りのあるホームページの顔にしたいというふうを考えております。トップページの考え方は、後ほど詳しく御説明させていただきます。

2ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、利用者視点からの見やすさ、使いやすさに関する改善ということであります。

この2ページの右側真ん中ぐらいに、赤い点線で囲んだ四角がありますけれども、そこに階層という説明を入れております。

現在、県の情報を暮らしや健康福祉など大きく6つに分類して、これを第1階層といたしまして、さらに例えば健康福祉をクリックしますと、医療から保健、社会福祉など、さらに6つのカテゴリーに分類されております。これを第2階層と言っております。

現在、この第2階層の部分をクリックいたしますと、2ページの左上のようなページになりますけれども、これで項目が多い分野になりますと、約200件程度の情報が累積して表示をされまして、古い情報はずっと下のほうにたまっていきます。重要な制度等の情報があっても、ずっと下のほうにあたりするということが、目的のページが探しにくいという状況があります。

このため、今回のリニューアルでは、さらにもう一つ、第3階層の分類を新設いたしまして、左下のほうの図のような新たな検索ページを設けて、絞り込みを一層図ると。そういうことでより情報を探しやすいことを考えております。

そのほか、2ページの一番下の点線の四角に記入しておりますけれども、音声読み上げ、あるいは漢字への読み仮名の表示、あるいは目に優しいように文字や背景の色を変更して調節し、現在は取り入れてないような障がいのある方、

あるいは高齢者などへの利便性を高めていくこと。それから現在、対応しておりませんスマートフォン用のサイト、これも2ページの下の右側のイメージで、対応をしていきたいと考えております。

次に、3ページになりますが、本県の魅力の効果的なアピールという点についてであります。

まず、現在のホームページのトップページが、大変小さくて申しわけありませんが、左上の図のようになっております。全体に白っぽくて文字数が多く、デザイン的にも一昔前のデザインであるという状況でありまして、現在では発信力が弱いのではないかと考えられます。

今回は、先ほどこの資料の表紙でごらんいただいたようなデザインへの変更を考えておるところですけれども、その考え方は、この資料の3ページの右下の囲みの中で記載しております。まず宮崎の爽やかで暖かなイメージに沿ったカラーリングを取り入れまして、あとエリア分けもめり張りをつけると、それから大きなイメージ写真を配置するなど、デザイン性の向上を図りたいと考えております。

また、このトップページの右上のほうには、メインビジュアルのコーナーを設けまして、県として重点的に打ち出していきたいようなポイントにつきまして、画像を自動スライドの形で表示をし、該当ページに積極的に誘導するという機能を取り入れたいと思っております。

さらに、今後は世界に向けた幅広い発信が重要となります。現在は英語、中国語、韓国語のページがあるんですけれども、これに加え、フランス語、ドイツ語、スペイン語、あるいはタイ語、ロシア語など、18カ国語にわたる自動翻訳機能を導入したいと考えております。

最後の資料の4ページになりますけれども、

新たに宮崎県の魅力を発信するサイトも設けたいと考えております。

本県の観光・神話・農林水産物・移住施策など、そういう事項に関する情報を集約したページといたしまして、特に県外に向けたアピールを充実させていきたいと考えております。

今後、オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクトも本格化していくと思っておりますけれども、そういった情報も、このようなページあるいはトップページから、目立つような発信ができるようにしてまいりたいと考えております。

最後に、その下の(3)災害緊急情報の適時的確な発信についてであります。

例えば、大地震のような県下全域に被害をもたらすような大災害が発生したような場合ですが、県のホームページにアクセスが大量に集中するような事態が考えられます。

このような場合に、通常のトップページのままにしておきますと、写真などビジュアル要素で処理容量を食ってしまいますので、サーバーダウンをするおそれがあるということでもあります。

そのため、この4ページの左下のように災害情報のみをシンプルに表示するページ、これをそういう事態が発生したときには暫定的に切りかえて、トップページとして表示するという機能を設けたいと思っております。

また、これに伴って、通常はその右側のほうにあります。ホームページの掲載については、最終的な調整・承認を私ども*危機管理課のほうで行っておりますが、例えばそういう緊急時には、危機管理課などの関係課の判断で、速やかに情報を掲載していくことができるような取り

※40ページに発言訂正あり

扱いにしたいと考えております。

今後、来年1月の公開に向けまして、以上のような改善点を最終的に詰めながら、リニューアル作業を推進してまいりたいと考えております。説明は以上です。

○菓子野文化文教・国際課長 ブラジル宮崎県人会創立65周年及び県人移住100周年記念式典等について御報告いたします。

委員会資料33ページをお願いいたします。

まず、今回の訪問日程でございます。平成26年8月21日に、アルゼンチン共和国ブエノスアイレス市を、また8月24日にブラジル連邦共和国サンパウロ市を訪問いたしまして、県人会の交流会記念式典等に参加したところでございます。

まず、アルゼンチン訪問についてであります。

アルゼンチン宮崎県人会創立50周年記念交流会に参加いたしまして、県人会会員との交流を深めたほか、在アルゼンチン日本大使館を表敬訪問いたしました。

次に、ブラジルにおける宮崎県人会創立65周年及び県人移住100周年記念式典についてであります。

ブラジル全土から本県出身者やその家族など、約400名の参加による記念式典が盛大に開催され、本県からは稲用副知事を初め、関係者約70名が参加いたしました。

訪問期間中は、移住された方々のふるさと宮崎への熱い思いに接しますとともに、これまで宮崎で学んできました県費留学生、研修生、また移民2世、3世の方々が県人会の活動に積極的に参加される姿などを拝見いたしまして、大きな感銘を受けたところであります。

また、県人会からの要望にお応えする形で、中南米では初めてとなる高千穂の夜神楽の公演

も、盛大に大盛況の中で行われたところでございます。

なお、県人会からは、今度とも県費留学生制度や技術研修生制度を存続してほしいとの要望があったところでございます。

今回の訪問を契機に、県人会の皆様とのきずながより強固なものとなり、今後、一層、交流及び相互理解の促進につながっていくことを期待しているところであります。以上でございます。

○日高広報戦略室長 済みません、1点、説明の訂正をお願いいたします。

先ほど御説明したカラーの資料、2枚組の資料の最後の4ページでございますけれども、(3)の災害緊急時の適時・的確な発信のところ、右側のほうの緊急時の即時公開機能というところ、通常は公開に先立つ調整・承認機能を「広報戦略室」で行っております。

私、先ほど、「危機管理課」というふうに申し上げたかと思うんですけども、調整・承認機能を通常、「広報戦略室」が行っているところ、大災害が発生したような緊急時には、関係各課において発信できるような取り扱いにしたいということでもあります。

おわびをして訂正を申し上げます。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他の報告事項について質疑はありませんか。

○井本委員 前とほとんど大きくは変わらない総合計画ということですが、この長期ビジョンのこの基本目標、それから基本姿勢というのは、大きく言えばコンセプトですよね。そのコンセプトはコンセプトでいいんだけど、未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦というも

の、これ、いつごろできたのかね。

○井手総合政策課長 この総合計画、平成23年にできております。6月でございます。

○井本委員 できて余り経ってないのですね。

○井手総合政策課長 詳しく申し上げますと、長期ビジョンは平成23年2月議会の承認をいただいて3月に決定、アクションプランについては平成23年6月の議会の承認をいただきまして、6月に決定ということになっております。

○井本委員 なるほど、わかりました。なら、そう変わるはずもないということですか。

この前、知事も里山資本主義の質問したときに、新しい「ゆたかさ」ということで、何回か言ってくださって、非常に気合いが入るとるなという感じがしたんですが、その継続への基本姿勢の第一番目に、経済拡大を前提とした社会価値観からの転換ということを最初にうたってますよね。

これは本当にそうだろうかと、私もそう思ってるのだが、このコンセプトは次の長期戦略の中に、あるいは分野は施策の中に展開してくるのでしょうか、具体的にはどの辺にそれが出てくるのですか。

○井手総合政策課長 委員おっしゃるとおりでございます。この総合計画、先ほども申し上げましたように、人口減少社会に対応するものとして策定をされたものでございます。

ただ、今回の議会の本会議で、知事も答弁しておりますように、その後の口蹄疫、もしくは災害等の復興ということで、かなり手をとられておまして、具体的に県民の皆様方が、新しい「ゆたかさ」を実感して住んでいけるようなくらしづくり、地域づくりのところに、きちんと施策が行き届いていたかというところを、もう一度踏まえながら長期計画を見直している

ところでございます。

したがいまして、先ほど申しましたように長期戦略、ここをもう一度しっかり見直しまして、20ページからの論点にございますけれども、人口減少のところだと、いわゆる少子化の部分に加えまして、移住の部分にもう少し力を入れられないといけないということで、3番目に二地域居住等、交流人口等を含めながら、移住のところをやっていくと。もう一点としましては、くらしづくりのところで地域コミュニティの再生でありますとか、また21ページの頭のところで文化・スポーツというところ、地域に住む方々が、日ごろから暮らしの中で传承されてられてます神楽もしくは祭りとか、そういう地域的な文化資産をうまく継承して、地域の誇りにつなげて豊かさにつなげていく。そしてそれをうまく使って人を呼び込んで、また移住等につなげていく、そういうような取り組みができないものかというふうに、全体としては考えているところであります。

もろもろ見直しまして、新しい「ゆたかさ」への挑戦ということを、改めて打ち出していこうと考えております。

○井本委員 わかりました。なるほどよくわかりました。

その辺もよく考えておられて、今後は行くんでしょうが、その3番目のくらしづくりに関する論点、里山資本主義の基本はあのときも言ったように、人と人とのつながりです。

もちろん経済を循環させる、その循環させるのも一つ一つの関連で。要するに沖縄とフランスがほとんど同じぐらいなのは何かというような論点において、フランスの場合は、ともかく未婚の女性の子供も面倒みようという政策がヒットしたとるということで、大体向こうは復活

してきたのはわかるけれども、じゃあ、沖縄は何なんだろうと話したときに、恐らくコミュニティがしっかりしてるからじゃないのかという答えでしたよね。あのとき、私もそうだと思いますのです。

だから、コミュニティというのを、やっぱり、今後、本当にもっともっと力入れていかないといけないのではないかと思うんです。

ここには、地域コミュニティだけを書いているけれども、コミュニティはもう地域だけじゃないんです。いわゆる人間はいろんなコミュニティに重層的に所属してからこそ、本当の精神的安定があるらしいんです。

だから、私はこういうコミュニティ、また家に帰れば家のコミュニティ、地域では地域のコミュニティ、また自分の趣味の世界では趣味の世界のコミュニティと。いろんなコミュニティが自分の中であってこそ、人間は安定するという。そういうものを、単に地域コミュニティじゃなくて、いろんなコミュニティをつくっていくということも、私はやっぱり考えないといけないのではないかという気がするんだけど、どうでしょうか。

○井手総合政策課長 ごもっともだと思っております。

そういう地域コミュニティという言葉で一言でくくっておりますけれども、その地域の中で仕事のコミュニティ、先ほど言いました神楽とか祭りとかっていうその伝統的なものにつながっていくコミュニティ、そして地域外につながっていくような趣味とか遊びとか、もしくはNPOみたいなもののコミュニティ、いろいろなコミュニティがあらうと思います。

そこを重層的につぎ合わせていくことによって、地域からなかなか離れない人たち、また離

れても戻ってくる、より場になるような地域づくり、そういうものに光を当てていきたいと考えております。

○井本委員 よろしく申し上げます。わかりました。

○十屋委員 評価報告の中で10ページの交通物流の中で、確かに東九州中央自動車道、それから港等は、着実に成果も上げてAとしての評価も十分だと思うのですが、この前からの議論もあるように、物流のネックになっている燃油高騰に対する取り組みとか、船の話とか、そこら辺が大きな課題としてなかなか解決が難しいという——トータルでAでも構わないのですが、もう少し、ここの項目の結果評価のところで何かないのかなという、そういう認識は多分持ってらっしゃると思うんです。その点が1つと、それから1の地域産業を牽引する力強い産業の育成がBですが、フードビジネスや情報サービス産業等の企業立地、ずっと文章が掲げられていて、次の11ページの定番・定着化と観光・物産の総合的な展開というところではCという評価。先ほど、アンテナショップの売り上げが減少したっていうのと、あと商談会の成約件数が落ちているというので、Cという評価されてるんです。フードビジネスにしても、緒にいたばかりで、まだ成果としてはなかなか上がってないのかもしれませんが、この定番・定着化というところに、結局どのように結びついていくのか。ここの定番・定着化がちゃんとすれば、フードビジネスもそれなりの成果が出てきつつあるのかなというふうに、逆の評価をしたところなんです。そう見たときに、やはりどうしても評価ですから、外部の評価とか内部の評価とか、さまざまな評価の基準が違うと思うのですが、ここのCというのが本当にCなの

かなと。Bでもいいのかなと、逆にですよ。

売れてないわけではないので。厳しく皆さん評価されているっていうのは十分にわかるのですが、若干、落ちているからCなんだというのではなくて、フードビジネスをやっているときに、もっと力を入れるのは定番・定着化であるという評価のもとにCにされたのかですね。その辺の評価の仕方はいろんな視点によって分けられると思うのですが、この2点だけをもってCとするのはどうなんだろうかと。正直なところ、ほかはほとんどBなんですよ。

逆に言うと、ほかは甘いのかなとか思ったりして、だからその辺はどういうふうに。このCに対する考え方は。

○井手総合政策課長 ほとんどがBになっているということで、いろいろ見方があるのかなと、担当課長としても思っているところでございます。

ただ、今、委員おっしゃったように、フードビジネスの出口として、マーケティングと販売の力という部分で言うと、この定番・定着化という部分は非常に大きいものだというふうに考えておきまして、ある意味、そこは厳しく自己評価としてなされたところということでございます。

あと、この評価の仕方としましては、先ほど御説明しましたように、それぞれの指標に対する達成度、幾つかの目安としてつくっている指標に達成しているかどうかでほとんど見ておりますので、一つの取り組みとして、ほかの取り組みとの横の連動とかがあっていうところの視点は、少し欠け落ちていたのかなということで、非常に貴重な御意見いただいたと思っております。

そこを踏まえながら、評価のシステムをまた見直してまいりたいと思っております。

○十屋委員 結局いろいろと関連してくるので、評価が分かれるというのは十分わかった上での話なんです。じゃあ、先ほどから、マーケットインの発想という話の中で、この定番・定着化をCという評価をもってして、これからまたいろいろな対策なりやっつけていかれると思うんです。これがある程度、コマーシャルベースというか、広報媒体にしてもいろんな部分にしても——さっきホームページもありましたけど——そういうところが宮崎は苦手だ苦手だと言われたのが、端的にあらわれた一つの皆さんの自己評価だと思うので、このあたりは具体的にしっかりと考えて、対策を練って取り組んでいただきたいというふうに思います。

それで、先ほどもう一つ話を戻すと、ものをつくったが運ぶ手段がなくなるとは困るので、このあたりもやっぱり——例えばこの前、議場でも言わせてもらいましたが、燃油高騰に対するトラックの燃料にしてもそうですが、農業にしても水産業にしても、全て燃油高騰による打撃が大きいということであれば、国に対して——暫定税率の話をする、県は県税が減るから嫌かもしれませんが、それは宮崎にとっては大きなテーマなんですよね。農業をやっていく上でも、水産業をやっていく上でも、それからそれをつくったものを、とったものを運ぶにしても、それは大きな一つの課題なので。フェリーの燃料もですね。

だから、そういうところを考えたときには、やはり何らかの県としての国に対するアクション、やっぱり別な何か政策的なものを求めるとか、それをやらないと。これ、下げどまりはないと、また天井がずっと上がっていくのかなと——そのあたりもしっかり個別に政策的にはやっつけていただいていますけど——トータルとして

大きな課題なのかなと思ってますので、それは何か国のほうに代替財源を求めるなり、何かそういう方向の取り組みをぜひやっていただきたいなと思います。

○井手総合政策課長 総合計画の見直しにおいて、非常な重要な視点ということで、人口減少の国の動きということを上げています。

これは今、何度も、議会の本会議でも話に出ました地方創生の本部ができ、大臣ができています。

地方創生の中で、地方をいかに創生するかというところ、人口減少をいかにとめるか、そのために働く場だということまでできてますけれども、本県から国の要望につきましても、やっぱり本県のような大都市からの遠隔地にあるところの物流の問題点、これに対して国が何か手を差し伸べてくれる方策はないかということで、提案できることは何か、今、いろいろ検討しているところでございます。できましたら国のほうに提案をしていきたいと考えております。

○十屋委員 石破大臣が誕生して、いろんな講演とかコメントの中でも、いわゆる一時期、報道等でもありましたように県の首都機能移転という、国の機関を分散させなければこの地方再生はあり得ないという発言もされてます。そういう面からすると、本当に地方分権と言いながら、財源と人材と何もかもが東京、大阪、名古屋、この3極に集中しているので、そこからそういうものを引っ張って剥がさないと。国はそこに残っているのに、どっか地方に行ってくださいと企業に言ったって動かないというところがあるので。今、国のほうへいろんな要望をされているのであれば、そういう視点も持って話をしていただきたいなと思います。

○有岡委員 20ページになりますけれども、真

ん中のほうに、人づくりに関する論点の中で、宿泊観光という部分があります。きょう、宮崎市内の宿泊観光が減っているというニュースがありまして、要因としては老舗のホテルが減っていると、そういう現状が一つの拍車をかけているんだらうという判断がありました。今の宮崎市内の耐震診断調査を幾つかやってるらしいのですが、これを残すということが一つの課題でありまして——実は1万人規模の大会をすると、もう宿泊所が宮崎市内でも足りないという現状において、これから残すか残さないかを判断していくホテルが幾つかあると聞いておりますが、そこら辺の対策は何か考えてらっしゃるのか、参考にお尋ねいたします。

○井手総合政策課長 耐震調査もしくは耐震補強に関する具体的なものを、ちょっと今、私のところでは持ち合わせてはいないのですが、県としましては東京オリンピック・パラリンピックのおもてなしプロジェクトということで、外国人観光客を初め、誘客の基盤の見直しということをやっています。その中で、そういう議論をしていければと考えております。

○有岡委員 また、もう一つ提案です。市町村との連携が必要な分野ですが、例えば宮崎市の地域通貨という話が先ほどちょっとありました。宮崎に来て宿泊すれば、例えば1,000円分の地域通貨を地元で食事を楽しんで使ってもらおう仕組みをつくるとか、スポーツ交流ではフェリーで来た方には1,000円分の地域通貨で還元するとか——そういう市町村と県が連携してやっている事例が鹿児島ではあるのですが——そういう仕掛けをしていかないと。旅行会社の方も、売り出すのになかなか目玉がないというお話も聞いてます。宮崎の施設を使ってもメリットがないということであれば、例えば高速を使って来た

方には何かメリットがあるとか、いろんなそういう仕掛けを総合政策のほうで企画されると、市町村とうまく形になるのではないかなというふうに思うんです。宿泊観光という問題を取り上げても、何かアイデアが必要だなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○井手総合政策課長 総合政策課のほうでは、3つの県民運動の中の100万泊県民運動、これも所管しておりまして、現時点ではスタンプラリーとかというような取り組みを、観光コンベンション協会と一緒にあって、県内のそれぞれの市町村の宿泊所と連動しながらやっているところでございます。

そういう取り組みをさらに深めて、市町村とうまく連動して、観光部局とも連動しながら、宿泊観光につながるような取り組みを進めてまいりたいと思いますし、総合計画の中でも考えてまいりたいと思います。

○有岡委員 100万泊の話がよく出ますが、なかなか実態が見えないと。関係者から見ると余り受けがよくないというふうに感じています。

ですから、具体的に何かこういう施策で100万泊にするんだというような、もっと牽引役となるものがないと。言葉だけで進んでるというような話を聞いてますので、ぜひいろんなアイデアを出していただきたいと思います。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、執行部の説明は、質疑等は終了いたしました。

次に、請願の審査に移ります。

請願第50号及び54号について、執行部からの説明はございますか。

○井手総合政策課長 執行部からの説明、特にございません。

○松村委員長 それでは、委員の皆様からの質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 執行部に対しての質疑等、特別ございませんのでこれに関しては終わります。

最後に、その他で何か、委員の皆様ありますか。

○田口委員 先ほどもちょっとお話しましたが、香港等の飛行機が飛び始めますと、非常にたくさんのお土産を持って行って来てます。鹿児島から乗ったときも、見ましたら岡山の桃とか、いろんなのを持ってましたが、宮崎では今の空港で、そういうようなものも何か対応できるようなことを既に考えているのか。それともどこかで買い物してきた中で、持って行ってもらおうということにするのか。その辺の対策をお考えになってるのですか。

○永山総合政策部次長(政策推進担当) 香港線を検討する中で、今回、実現することになりましたので、その際、一番大事な点はやっぱり先ほども出ましたけれども、いかに消費額をふやすこと、これができるかということにかかっていると思っています。

そういう意味では、まず宮崎県内でしっかり買い物ができる場所がどれだけあるか、その時間の問題とか、置いているものがどうかということも、もう少し我々としても業界の方々と話していかなければならないと思っています。

あとは、例えば県内、市内で買ったものを空港で受け取るような方法も、工夫もあるようです。そういうことについても具体的にこれから業界の方々、あるいは空港ビル等とも相談をして、できるだけたくさん宮崎に泊まっていたいて、宮崎でものを買ってもらうというふうなところで努めていきたいと思っております。

○田口委員 1年間通して来ますので、例えば農産物もさっきあえて言った、岡山の桃を買ってもらうのではなくて、県内のものをできるだけ買ってもらえるような形で、ものが切れないような形で、いろんな連携を考えていっていただきたいと、そのように思っております。よろしくお願いいたします。

○坂口委員 確かに外貨を稼ぐというふうにして、観光というのはやっぱり大きい柱に据えてやっていかなきゃいけないこと。

ただ、海外からの観光客というのは、まずその国の景気状況、懐ぐあい——景気が悪くなれば最初に節約するのは、やっぱり海外への旅行とか、そういう部分ですよ。

それと、今、円安です。この効果というのがかなりあると思うんです。だから日本経済が本当に強くなったら、これはまたずっといって100円を切って80円、70円に向かっていくことはもう十分想定されるわけで、そこらを見据えたものを同時にセットで進めていかないと。為替が変わって誰も来なくなったりとか、いや、香港、景気が悪くなって、とてもじゃないけど行けなくなったときは、がたんととまるから。やっぱりこれは安全策として、リスク管理の一つとして、これを積極的に県行政として海外からの誘致というものを。基盤づくりを進めるなら、同時にリスク管理もやっていく必要があるのではないかな。

その自分の考え方を述べるだけと言いますけど、ぜひそこらを考えておいてほしいと思います。

○松村委員長 その他、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 その他もないようです。

済みません、請願について、執行部の皆さん

に質疑はありませんかということで終わりました。

委員の皆様からの自由な意見を求めることを忘れておりました。再度、請願第50号「川内原発再稼働に対する反対表明を求める請願」、第54号「燃料価格高騰に伴う運送事業者への対策強化に関する意見書を国に提出することを求める請願」について、委員の皆様から御意見があれば承りたいと思います。

特にないようでしたら、採決等において討論をさせていただきます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、また委員協議の中で意見のほうをいただきたいと思います。

それでは以上をもちまして総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時17分休憩

午後2時28分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、総務部長の概要説明を求めます。

○成合総務部長 総務部でございます。よろしくお願いいたします。

本日、御審議いただきます議案等につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

平成26年度9月補正予算案の概要、議案第1号についてであります。

今議会に提出しております予算案は、公共事業費等の国庫補助決定に伴うもの、その他、必要とする経費について措置するものであります。

補正額は、そこに記載しておりますように、一般会計で39億1,492万9,000円の増額であります。この結果、一般会計の予算規模は、9月補正後で5,802億7,832万6,000円となります。

この補正による一般会計の歳入財源のうち、主なものといたしまして、まず一番上の分担金及び負担金が5,452万8,000円、一つ飛びまして国庫支出金が8億5,390万9,000円、一つ飛びまして繰入金金が4億9,123万4,000円、次の繰越金が21億8,993万8,000円、一つ飛びまして県債が2億7,830万円であります。

次に、2ページをお開きください。

一般会計歳出の款ごとの内訳であります。主なものを申し上げますと、一番上の総務費ですが、19億円余の増額でございます。これは平成25年度一般会計決算に伴う繰越金の一部につきまして、地方財政法の規定により基金へ積み立てますとともに——総合政策部の所管になりますけど——12月開設予定の宮崎—香港線の路線安定化を図るため、航空会社に対して支援等を行うものであります。

次の民生費は、市町村が実施する一時預かり事業の拡充や放課後児童クラブ開所時間の延長への支援等を行うものであります。

次の衛生費ですが、薬局の薬剤師が肝炎や糖尿病等に関する健康情報の拠点となり、県民に適切な健康支援を行う事業への支援等を行うものであります。

次の農林水産業費は、土地改良事業や農道整備事業など、公共事業の増額等を行うものであります。

一つ飛んでいただいて、土木費につきましても、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業など、公共事業の増額等を行うものであります。

補正予算案の概要については以上であります。

次に、特別議案について御説明いたします。資料の6ページをお開きください。

議案第11号「工事請負契約の締結について」であります。

これは、デジタル無線設備整備工事の請負契約締結につきまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例に基づき、議会の議決に付するものであります。

特別議案は、以上の1件でございます。

次に、報告事項でございます。

資料の8ページをお開きいただきたいと存じます。

損害賠償額を定めたことについてであります。

これは、県有車両による交通事故の損害賠償額につきまして、地方自治法第180条第2項の規定、専決処分に基づき、御報告するものであります。

最後に、その他報告事項についてでございます。

資料の9ページをお開きください。

本日、御報告いたしますのは、ここに記載の防災拠点庁舎整備基本構想案についてなど、3件についてであります。

なお、それぞれの詳細につきましても、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○松村委員長 次に、議案等について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○阪本財政課長 では、議案第1号の一般会計補正歳入予算について御説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお開きください。

今回、お願いしております補正予算の一般会計歳入一覧でございます。

真ん中の太枠の欄の今回補正額の欄をごらんください。

中身につきましては、先ほど部長のほうから概要を御説明申し上げました。自主財源が27億8,272万円、それから依存財源が11億3,220万9,000円となっております。合計が一番下の欄39億1,492万9,000円でございます、補正後の歳入予算額は5,802億7,832万6,000円となっております。

中身につきましては、4ページ、5ページで御説明をいたします。

まず、分担金及び負担金でございます。今回、補正をお願いしております公共事業、土地改良事業や急傾斜地の崩壊防止対策事業等にかかる市町村負担金でございます。

2番目の使用料及び手数料でございます。これは、ことしの10月に供用開始を予定しております食品開発センター内のフードオープンラボにかかります施設及び設備の使用料でございます。

次の寄附金でございますが、これは森林緑化に活用してほしいという趣旨によりまして、ある企業から寄附をいただきました。その100万円でございます。

次に、繰入金でございます。この説明の欄でございます8つの基金、これは国の経済対策等により積み立てております基金でございますが、これらを取り崩して各種事業を実施するための財源とするものでございます。

次の繰越金でございます。これは25年度の決算、歳入歳出で差し引き額から今年度、26年度への繰越明許費の財源となる額を除いた額、いわゆる実質収支額と言いますけれども、これを26年度へ繰り越すものでございます。

次に、諸収入でございます。今回、畜産関係

の試験研究を行うために、国の外郭団体等から受託事業を受けることとなっております、その受託事業収入、それから雑入の命名権収入とございます。これはいわゆるネーミングライツでございます、木花総合運動公園におきまして、霧島酒造さんから、今回、ネーミングライツをいただくことになっております。年額は4,000万円でございますが、ことしの10月以降の半年、6カ月分、2,000万円を計上しております。

次に、国庫支出金でございます。今回、補正でお願いしております公共事業等の追加に加えて、医療施設の施設整備等を行うための国庫支出金でございます。

最後に、次の5ページ、県債でございます。今回、公共事業の増額に伴い、借り入れを行うものでございます。

歳入予算については以上でございます。

次に、今回の補正予算のうち、財政課関係の補正予算について御説明をいたします。

別冊となっております平成26年度9月補正歳出予算説明資料、こちらをごらんいただけますでしょうか。

歳出予算説明資料の21ページでございます。

財政課の9月補正予算は、一般会計におきまして17億221万1,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、一般会計で1,001億3,275万6,000円となります。

中身につきましては、次の23ページをお開きください。

(事項) 県債管理基金積立金でございます。これは先ほど申し上げました、25年度からの繰越金が21億8,000万円余りございます。これから、今回、9月補正の公共事業等に充てます一般財

源を除きました17億221万1,000円を、地方財政法第7条の規定に基づきまして追加積み立てを行うものでございます。

財政課分につきましては以上でございます。

○都原消防保安課長 消防保安課でございます。

それでは、常任委員会資料の6ページをお開きください。

議案第11号「工事請負契約の締結について」であります。

議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

工事の名称は、新総合防災情報ネットワーク整備事業260MHz デジタル無線設備整備工事であります。

今回の工事は、前回の整備から18年が経過し、機器が老朽化いたしまして、機器故障時の部品調達が難しくなっていることから更新するもので、画像、文字情報やデータ伝送などが容易になるデジタル無線のメリットを生かすとともに、電波を有効利用するために行うものであります。

工事の概要は、県庁と無線中継局経由で県の出先機関、市町村消防本部、防災関係機関及び県の公用車を結ぶデジタル無線設備を整備するものであります。

整備対象は、資料の写真をごらんください。写真左側が出先機関等に設置してあります固定局無線装置で、右側が公用車両に取りつけてある移動局無線装置であります。

今回の工事は、これらの無線装置を260MHz デジタル無線設備に更新整備するものであります。

工事の場所について説明いたします。

固定局の工事は、県庁1号館の県庁統制局、

無線中継局など合計167カ所ですが、詳しくは資料に記載のとおりであります。

また、移動局は、公用車の137台に車載型の更新整備工事を行い、携帯型を地方支部等に20台配置いたします。

次に、7ページをごらんください。

ここでは、260MHz デジタル無線と多重無線を合わせた地上系無線の回線系統図であります。

まず、実線で結んだ部分につきましては、多重無線系統をあらわしておりまして、平成25年度から本年度にかけて整備中であります。

一方、点線で結んだ部分が、今回の260MHz デジタル無線で整備する回線をあらわしております。

具体的には、市町村や消防本部、防災関係機関などが、今回の無線装置設置箇所になります。

なお、この中で、今回、新しく無線装置が設置される場所としましては、ちょっと見にくいんですが、機関名称の左側にマークが入っております。この中で黒い四角印、例えば宮崎市郡医師会などの医療機関16カ所、黒い丸印がついている中央福祉子どもセンターなどの県の出先機関3カ所の合計19カ所となっております。災害時医療及び災害時要支援者対策の強化を目的としております。

今回の工事が完了いたしますと、県と市町村消防本部間の通信は、今回の地上系無線回線の整備と一昨年に整備いたしました光回線、宮崎情報ハイウェイ21とで二重化されまして、災害時の通信体制が一層強化されることとなります。

工事請負契約の概要について御説明いたします。

6ページにお戻りください。

契約の金額は11億4,372万円、契約の相手方は日本無線株式会社宮崎営業所、契約の方法は一般競争入札であります。工期は契約発行の日か

ら平成28年3月18日まででありまして、平成26年度から平成27年度にかけて、債務負担行為により施工いたします。

消防保安課からは以上であります。

○松村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

質疑に入る前に、ここで委員会の傍聴につきましてお諮りをいたします。

宮崎市の小西様ほか1名から、執行部に対する質疑を傍聴したい旨の申し出がありました。

議会運営委員会の確認決定事項に基づき、許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、傍聴人の入室を許可することといたします。

〔傍聴人入室〕

○松村委員長 傍聴される皆様をお願いいたします。

傍聴人は、受付の際にお渡しいたしました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴をしていただきたいと思います。

また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくよう、よろしくをお願いいたします。

執行部の説明が終わりました。

まず、議案について質疑はありませんか。

○井本委員 この工事請負契約は、もちろん入札でやったんだろうけど、何社ぐらい応札してきたのですか。

○都原消防保安課長 3社来ております。

○井本委員 3社はどこ。

○都原消防保安課長 日本無線とニシム電子工業、それと九電工の3社でございます。

○有岡委員 工事請負契約の中でお尋ねしたい

のですが、これはもう18年ほどたって機械が古くなったということで、メンテナンスなんかが大変だというふうを感じるんです。この契約の中での保証期間、それとメンテナンスの流れというのは、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○都原消防保安課長 まず、メンテナンスの流れでございます。保守委託契約を関係企業と結びまして、それによってメンテナンスはしております。

保証期間は1年でございます。

○有岡委員 ありがとうございます。

○十屋委員 今のデジタル化なんですけれども、一応、各行政とか病院とか、そこまでデジタルで一挙に行くと思うのですが、そこから先は住民に対して——市町村等も含めて、まだ行政防災無線とかがアナログですかね。

直接この事業とは関係ないかもしれませんが、今後の方向性としてはデジタル化になっていくのでしょうか。

○都原消防保安課長 国の方向性ということでございましょうか。

○十屋委員 はい、国の方向性でも構いませんし、市町村ですから直接県がどうこうということとはできないかもしれませんが、県のほうが全部デジタル化していけば、当然、市町村のいろんな避難とか、災害に対する住民への広報活動に関しても、やっぱりデジタル化に向かっていくのかなというふうに思ったのですけど。

○都原消防保安課長 まず、国のほうについて申し上げますと、今回の更新工事につきましては、総務省から早い時期ということで——具体的な時期は決められておりませんが——デジタル化を進めるようにという指示もございまして行うものであります。

市町村につきましても、この流れ等に沿っていくとは思われますけれども、今、ここで具体的にはちょっとわかりません。

○坂口委員 関連して、県のほうでちょっと把握は難しいけど、市町村もまだ未整備のところあるんですかね。

もしあるとすれば、国費での補助金とかはどれぐらい入ってますか。

○都原消防保安課長 補助はございません。

財源につきましては、一般財源で起債を充てております。

○坂口委員 そこが問題だと思うんです。

これは一つの電波の型式が変わったことで、地デジ化——アナログ電波が、今後、使えなくなって、そこを空き空間として確保するという一つの国策というか、国の方向転換ですよ。

何年か前に、このことは1回、委員会か政審会で言ったのですが、電波法の中で電波の型式を変えるなりして、無線通信に要する機器をかえざるを得ないときは、それはやっぱり補助対象とする——原因者負担ですね。これはもう当然、世の中の常識ですよ、国がデジタル化したことによると。

ただ、この法律は本当におかしな法律で、最後のほうに予算の範囲内においてとある。当時は郵政大臣、今は総務大臣が補助することができると。予算の範囲内なんですね。

だから、当初予算で、総務省が確保してなければ予算がないからあげません。我々の責任であるけれどもあげませんという、原因者負担の原則から逃れられる法律になってるんです。

今後、市町村においてそれが進んでないとなれば、なかなかこれだけの大きな投資というものを起債を組むというのはないかもわからないけど、なかなか厳しいところもあると思うんで

す。

だから、ぜひそういった时期的にも、やっぱり総務省が責任持ってこれを推進していく、ネットワークをしっかりと組んでいくということと、国策によってやっぱり地デジ化することで空き周波数帯を確保する——そういった国の方針の中ですから、総務部長のほうから、国にしっかり財政負担の考え方、責任を持ってもらうような働きかけを、ぜひお願いしておきます。これはもう要望で終わります。

○甲斐市町村課長 市町村課で把握している状況を申し上げます。

地方債で緊急防災・減災事業債というものがございまして。単独事業で交付税措置70%ということで、特にデジタル化等の事業に寄与されております。

まだまだこれからのところもありますけれども、市町村も計画的にこれを進めている状況でございまして。以上でございまして。

○坂口委員 そういうのがあれば積極的に使って、あとはそのかさ上げですね。原則100%原因者負担が世の中の常識ですから。

ただ、自分の応分の負担というのが30%と認めるかもわかりませんが、ぜひまた市町村の立場に立った働きかけというか、要望をお願いしたい。

○河野副委員長 今回この契約を結ぶ理由として、更新時期だということと、国の施策の中でデジタル化ということなんですが、ちょっと確認ですけど、県庁においてもこの無線設備というのは更新するということですよ。

○都原消防保安課長 はい、そのとおりです。

○河野副委員長 平成30年に防災拠点庁舎ができますよね。後ほどの説明があるかもしれませんが、そのときにはこの無線局は県庁から防

災拠点に移動させるのですか。

○都原消防保安課長 そのとおり、移動させるという前提で整備いたします。

○河野副委員長 移動させるという前提で整備するということは、結局、移動時期に改まった財源が生じるということはないということでしょうか。

この防災庁舎を整備するときにやればいいのか、ではないかなと、この議案見たときにちょっと疑問が生じたものですから。

○都原消防保安課長 総合防災庁舎建設にスケジュールを合わせて事業を実施する場合、庁舎建設後の着手となります。そうなりますと、完了時期が最短でも五、六年延びることになります。

今回の工事対象の総合防災情報ネットワーク関連設備につきましては、現時点で既に老朽化しておりまして運用限界を越えております。

時期をおくらせますと運用不能となりますので、現在の位置で事業を行いたいと考えております。

先ほど、お尋ねの移設費はかかりますけれども、今回の整備機器は無駄とならないように、庁舎建設時に、再度、機器更新を行うのではなく、現在の庁舎1号館に設置した機器を新庁舎に移設させることにしております。

○河野副委員長 移動だけの財源等は生じるけれども、設備に関しては、この1号館で設置したのを使っていくという確認でよろしいでしょうか。

○都原消防保安課長 はい、そのとおりでございます。

○坂口委員 やっぱり今まで僕らの素人から見ると、移動するとたくさんお金がかかるのではないかなというように思いますが、テレビのアンテナぐらいでいいんですよね。

おおまかに金額を教えてくださいと安心かなと思うんです。これがやっぱりえびの市に立っているような、潜水艦用のようなハッチの長いアンテナだったら何億ってこれがかかるけど……。そこらをちょっと教えていただけると。

○都原消防保安課長 約1,000万円かかるということでありまして。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。それでは、議案についてはこれで終わります。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○椎総務課長 総務課でございます。

損害賠償額を定めたことについて、御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の8ページをお開きください。

これは平成25年11月28日に、都城県税・総務事務所職員が信号待ちのため、交差点で停車中に助手席の書類に気をとられ、前方に停車していた相手方トラックが発進したものと勘違いしまして、公用車を発進させ、車両後部に追突したものであります。

事故原因は、職員の前方確認不足によるものであり、過失は全て県側にあります。

損害賠償額は1万7,430円で、任意保険により全額支払われているところでございます。

交通事故防止につきましては、日ごろから注意を喚起しているところでありますが、再発防止に向けて、指導をさらに徹底してまいりたいと考えております。

総務課からは以上であります。

○松村委員長 執行部説明が終了いたしました。

報告事項の質疑はありませんか。

○十屋委員 今、御説明いただいた内容に直接は関係ないんですけども、ちょっと今回、こ

れだけたくさんの損害賠償の報告が出ている定例会も珍しいかなと思って。落石とかもあるんですが、県有車両とかが結構多いので、ちょっと注意喚起をしていただいたほうがいいのかなと思います。

○成合総務部長 委員の御指摘のように、県土整備部関係の道路事故、落石事故等もございすけど、相変わらず県有車両による交通事故ということで、これにつきましては先ほどお話がありましたように、職員に対して、常々、注意喚起やっているところでございます。いろんな機会を通じて、あるいはこういう事故を起こした職員には、場合によっては交通ルールを守っていただくような実習を含めた研修を受けさせるとか、かなり徹底はしております。

議員の御指摘にもありましたように、さらに所属等を通じまして、交通事故あるいは交通違反ゼロを目指して、注意喚起をやっていきたいと思いますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○松村委員長 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、報告事項については終わります。

次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 防災拠点庁舎整備室でございます。

総務政策常任委員会資料の9ページをお開きください。

今回、防災拠点庁舎整備基本構想の案について、御説明をさせていただきます。

防災拠点庁舎整備につきましては、1の経緯にありますように、昨年度、策定いたしました防災拠点庁舎整備基本方針の内容を、今後の基

本実施設計に反映させるために、さらに検討を加えまして、今回、防災拠点庁舎整備基本構想案を取りまとめたところでございます。

一つ飛びまして、3の今後のスケジュールでございますけれども、10月にパブリックコメントを行った上で、11月には基本構想を策定する予定でございます。

それでは、基本構想案について御説明をさせていただきます。

お手元に2つの別冊があると思いますが、別冊1の概要版で御説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

概要版の1ページをお開きください。

中ほど、2の(1)整備場所についてでございますけれども、基本方針でお示ししましたとおり、県庁外来者第1駐車場としております。

2ページをお開きください。

(3)の防災拠点庁舎整備の考え方でございますけれども、2つの整備方針を掲げ、必要な機能、性能を確保することとしております。

1つ目の方針、県民の生命と財産を守る庁舎につきましては、防災拠点としての司令塔機能を十分に果たせる庁舎を目指しております。

1つ目の丸、耐震性、耐浸水性の確保につきましては、通常の1.5倍の耐震性能や免震構造の採用などによりまして、防災拠点としての安全性を確保する予定でございます。

2つ目の丸、十分な災害応急対策活動の場の確保につきましては、災害応急対策を的確かつ円滑に実施する活動の場を、今回、危機管理防災センターと位置づけまして、そのスペースを十分に確保することとしております。

3つ目の丸、ライフライン途絶時の機能維持につきましては、72時間以上、使用可能な非常用発電機の設置など、対策を講じる予定であり

ます。

そのほか、ヘリポートの設置でありますとか、一時避難場所の確保を図る予定としております。

3ページをごらんください。

2つ目の方針の人や環境にやさしい庁舎につきましては、安全で快適に利用でき、環境負荷が少ない景観にも配慮した庁舎を目指しております。

1つ目の丸、社会性の配慮から経済性の配慮まで、5つの観点から機能や性能を確保することとしております。

4ページをお開きください。

3の敷地の利用方針(1)の①建物配置の考え方でございますが、災害発生時の大型車両の十分な駐車スペースの確保などの観点から、防災拠点庁舎は、できる限り敷地の南側に寄せて配置をしまして、建物北側に防災広場として広いオープンスペースを設ける予定であります。

また、②③につきましては、歩行者と車両の明確な動線分離等を行いまして、安全性を確保いたしますとともに、外来者駐車場につきましては、防災拠点庁舎の地下駐車場でありますとか、2つの平面駐車場の設置によりまして、現状と同程度の駐車台数を確保することとしております。

6ページをごらんください。

(2)の県庁5号館のあり方につきましては、先ほど言いましたように、防災拠点庁舎をできるだけ南側に寄せて配置することが適切なことから、これまで検討を行ってきたところではありますが、②の検討結果にありますように、その歴史的、景観的価値を踏まえまして、保存し、活用することといたしております。

その保存方法につきましては、調査の結果、建物本体が著しく劣化していること、あるいは

建設当時の内装の半数以上が撤去されている状況等も踏まえまして、防災広場の十分な確保、コストの抑制、日本庭園や楠並木との一体感、保存後の有効な利活用など総合的に検討を行いまして、5号館につきましては一度解体し、その後、内装、外装材をできる限り再利用し、現在の外観を復元しまして、防災拠点庁舎と一体的に整備し、利活用を図ることとしております。

その下に保存イメージの図がございますが、5号館を防災拠点庁舎北側に、日本庭園に隣接する形で保存・復元することによりまして、庁舎北側にまとまったスペースを確保できるとともに、日本庭園、楠並木、県庁本館との一体感がさらに強まりまして、より良好な景観を創出できるのではないかと考えております。

なお、お手元に追加の常任委員会資料といたしまして、外観復元の上、新しい建物と一体的に整備をいたしました横浜地方簡易裁判所など、全国の建物の事例をお配りしております。

これにつきましては、また後ほどごらんをいただければと思っております。

再度、概要版の6ページのほうにお戻りをいただきまして、③の今後の活用方法でございますけれども、街のにぎわいに資する飲食、物販施設等への活用を想定をいたしておりますが、具体的な活用方法等につきましては、引き続き検討を行いまして、基本設計時に決める予定でございます。

また、現在、入居をしております文書センターの移転場所、時期につきましては、現在、庁内のプロジェクトチームで検討を行っておりまして、今年度中に決定をする予定でございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

4の防災拠点庁舎の規模の(1)にありますように、延べ床面積につきましては、約2万2,000

平米、地上11階、地下1階としております。

(2)の必要規模の算定につきましては、下の表は非常時の主な諸室の床面積を示しております。各諸室の面積につきましては、今後、諸室の配置等も勘案しながら決定をしたいと思っておりますが、全体の床面積につきましては、2万2,000平米を目安としております。

また、表の中のアンダーラインで示しております諸室等の平常時の使用方法につきましても、会議室や研修室等の使用を検討してまいりまして、基本設計時に決定をしたいと考えております。

8ページをごらんいただきたいと思っております。

(3)の利便施設の設置についてであります。利便施設といたしましては、売店や食堂、喫茶施設などが想定されますが、現在、実施しております来庁者や職員へのアンケート調査の結果なども踏まえまして、決定をする予定としております。

9ページをごらんいただきたいと思っております。

5の(1)の階層構成イメージであります。下のイメージ図にございますように、オレンジ色の危機管理防災センターにつきましては、各諸室の連携を勘案しながら中層階に配置をいたしまして、福祉保健部を低層階、県土整備部を高層階へ配置することを基本に、具体的な各階の構成を決めることといたしております。

続きまして、11ページをごらんいただきたいと思っております。

6の既存庁舎に生じるスペースの活用についてであります。危機管理局などの3部局の移動に伴いまして、1号館あるいは3号館の空きスペースにつきましては、各庁舎の活用状況等について調査分析を行った上で、業務や施設維持管理の効率化などの検討を行いまして、平成27

年度中に決定をすることとしております。

次に、7の事業費及び整備スケジュールであります。

(1)の事業費につきましては、本体駐車場整備工事費、5号館保存工事費、設計費としまして約115億円を想定をいたしております。

2の①の事業手法につきましては、基本方針でお示ししましたとおり、設計・施工の分離発注方式といたしております。

②の設計及び工事の発注方針であります。今回の事業につきましては、大規模な事業でありますので、本県経済への波及効果を高める必要があると考えております。

工事につきましては、WTO政府調達協定の対象になりますことから、地域要件でありますとか県産材の使用の条件、こういったものを設定できないこともございますので、できる限り業種ごとに分離をして発注すること、あるいは設計・工事ともに発注対象を共同企業体とするなど、最大限の工夫を行いまして、県内企業の受注機会の確保などを図りたいと考えております。

12ページをごらんください。

③の設計者の選定方式でございますけれども、公募型プロポーザル方式を採用をいたしまして、業者選定における透明性、公平性を確保いたしますとともに、高い品質の成果を確保することといたしております。

最後に、(3)の今後のスケジュールでございます。設計につきましては今年度中に着手しまして、28年度前半の完了を目指してしております。

その後、建設工事の発注、契約手続などを行いまして、29年度の着工、30年度の完成を目標としております。

今後とも、早期整備に向けまして取り組んで

いきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。説明は以上でございます。

○平原行政経営課長 今後の行財政改革について御説明をいたします。

常任委員会資料の10ページをお願いいたします。

まず、1の現行の、みやざき行財政改革プランに基づく取り組みにつきましては、6月議会の当委員会で、その進捗状況を御報告をいたしましたが、記載のとおり県総合計画の基本目標である、未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦を支える持続可能な行財政基盤の確立を基本理念といたしまして、平成23年度から今年度までの4年間、下のほうにありますように効果的、効率的な行政基盤の確立、それから県民目線による行政サービスの提供、持続可能な財政基盤の確立という3つの改革の視点を柱に、現在、取り組んでおるところでございます。

次に、2の新たな行財政改革プランの策定についてでございます。

現行プランの推進期間は、本年度で終了するわけでございますが、依然として厳しい財政状況の中で限られた人員・財源でございまして、これで多様化・高度化する行政需要に的確に対応するためには、今後とも不断の取り組みとして行財政改革を行う必要がありますことから、新たな行財政改革プランの策定に取り組んでおるところでございます。

2ページをお願いいたします。

策定に当たりましては、庁内にワーキンググループを設置いたしまして、課題の整理、素案の検討等を行うとともに行財政改革懇談会や県民アンケート、パブリックコメント等を実施し、広く県民の皆様などの意見を反映させてまいりたいと考えております。

策定のスケジュールといたしましては、これまで7月に庁内ワーキンググループを立ち上げまして課題の整理等に着手しますとともに、8月に行財政改革懇談会を開催をいたしまして、これまでの取り組み状況を報告をいたしまして御意見を伺いました。

今後は10月にかけては、県民アンケートを実施いたしますとともに、今年度中にプランの素案を定め、パブリックコメントを経て、来年5月までに最終案を固めたいと考えております。

策定に当たりましては、随時、当委員会に御報告をいたしますとともに、来年6月議会に議案として提出をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、3の県民アンケート調査の実施についてであります。

プランの策定に当たりまして、広く県民の皆様様の御意見を伺うため、県民アンケート調査を予定いたしております。

実施方法といたしましては、アンケート用紙を作成して、県や市町村などの各種窓口配布いたしますとともに、県のホームページからもアンケート用紙を入手できるようにしたいと考えております。

また、県の電子申請システムでの回答もできるようにしたいと考えております。

実施期間は9月30日から10月29日までの1カ月間、調査項目は(3)に記載した9項目を考えております。幅広い皆様の御意見をいただき、プランの策定に参考にしたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○甲斐市町村課長 市町村課でございます。

委員会資料の12ページをお開きください。

議案第4号「宮崎県における事務処理の特例

に関する条例の一部を改正する条例」について、御報告いたします。

県では、住民に身近な行政サービスは、できる限り住民に身近な市町村で担うことを基本に、市町村への権限移譲を推進しているところであります。

2の改正の概要にありますとおり、今回、改正をお願いしておりますのは、いずれも法改正に伴う改正であります。

これらは関係する常任委員会に付託されておりますので、改正内容についての詳細な説明は省略させていただきます。

13ページをごらんください。

参考としまして、平成17年からの移譲事務数の推移や本改正条例が施行された時点での市町村別の移譲事務数を掲載しておりますので、後ほどごらんください。

市町村課からの報告は以上であります。

○松村委員長 その他の報告事項、執行部の説明が終了いたしました。

その他の報告事項についての質疑はありませんか。

○十屋委員 防災拠点庁舎整備について、幾つかお聞きしたいと思います。

この議論はもうずっと、私も総務政策常任委員会、ことしで2年目と、継続してやらせていただいております。その中でも5ページ、本館とそれから楠並木、そして、今、日本庭園がなかなかちょっと活用されてないかなという、外側から見てるとそういうふうに思ったものですから、ここのあたりを一体的に景観とかを含めて、この機を逃さずに整備したらと思っております。そういう意見もこの委員会の中で発言させていただきました。

この図からすると、この日本庭園含めている

いろ広く使えるようになっているんですけども、この活用策を、今後どのように考えられるのか。それと、もう一つは、今議会においても、有岡委員がおられますけれどもいろいろ議論があったようでありますので、それで課題等がまだあれば、ちょっとお話をいただきたいというふうに思います。

○成合総務部長 防災拠点庁舎に関しまして、十屋委員からの御質問でございますけど、昨年からちょっと経緯がございまして、私のほうから課題を含めて御説明させていただきたいと思っております。

この防災拠点庁舎につきましては、現在、素案ということで構想の案をお示したところでございますけれども、昨年の12月に基本方針を策定いたしまして、この総務政策常任委員会のほうに御報告したところ、先ほど、十屋委員のほうからもお話がありましたように、委員長報告の中で日本庭園、それから本庁舎などと一体感が出せるような庁舎の配置、風致等に配慮すること、それとあわせて防災庁舎ということでございますので、災害応急対策の司令塔として、機能を阻害するような形にならないようにというような御指摘、御要望をいただいたところでございます。

まず、課題といたしましては、やはり前回の委員会でもいろいろ御指摘いただきましたし、本会議でも御指摘いただいたように5号館のあり方でございます。

5号館につきましては、本県では数少ない昭和初期の近代的な建築物ということ、それから宮崎市の景観重要建造物ということで指定を受けていること、県民にも親しまれておりますことから、その活用、保存をどうするかというのが大きな課題でございました。

それとあわせて5号館のほうは、文書センターとして今利用しております。この文書センターは、何回もお話に出てますけど、明治維新からの非常なかけがえのない歴史的な公文書ということで、永井先生を中心に保存されてきておまして、非常に貴重な資料が保管されていることで、その文書センターをどうするかというような課題がございました。

こういった委員会の中での昨年からの御要望と、それからそういう課題を踏まえまして、今回、御報告させていただいたように、5号館の建物を調査いたしましたところ、非常に中が著しく劣化していると、鉄筋コンクリートづくりなのですが、非常に傷んでいるという結果が出ました。

それから、当時は銀行の建物として、昭和元年に建てられたのですが、内装についてはもう半数以上が撤去されているということ等を踏まえまして、コスト面、それから防災機能の確保、それから御要望のありました景観の一体的な配置、そして5号館を今後、将来的にどう活用していくかということ、もろもろ活用を考えまして、検討しました。それからもちろん議員の皆様方の御意見等を踏まえまして、今回の保存、活用策の案を、こういう形でまとめさせていただいたところでございます。

活用につきましては、もちろん5号館につきましては、建物はやはり活用することによって生きるという話もございます。先ほど室長から便利施設というようなお話もありましたけれど、日本庭園側のほうに配置いたしますと、この日本庭園、防災広場、あるいは楠並木通りと一体となった、例えば県民の方が、来庁者の方がちょっとしたお茶を飲むとか、物品を購入するとか、そういう県民の方も利用できる施設とい

うのも考えられますし、当然、防災拠点庁舎ですから、いざというときに、災害応急時には阻害にならないような形、配置というのを考えているところでございます。以上でございます。

○十屋委員 いろいろな議論があったんですけども、しっかりこの5ページにあるように、全体的なイメージとして、宮崎のイメージが出せればというふうに思ってますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、少し細かな点について幾つかお尋ねいたします。まず2ページの下に、帰宅困難者、一時避難者、災害要介護者のため、一時避難所となるスペースを確保しますとありますが、これはおおよそ、このあたり時間帯にもよるんでしょうけど、たくさん人がいらっしゃいますので、どの程度の人数を現時点において考えておられるのか。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 一時的に避難した後は、第一義的には市町村の避難場所に誘導していくという形になるのですが、東日本大震災のときは、宮城県庁舎のほうに一時避難者の方が約1,500人ほど来られたということを聞いております。

宮城県、宮崎県との人口あるいは仙台市と宮崎市との人口の状況を踏まえまして、700から1,000人来るという想定をしまして、エントランス1階の部分でありますとか、あるいは防災広場に滞留スペースとか、そういう形で整備していきたいと。ただ2ページの一番下の丸の括弧書きで示しておりますように――先ほど部長のほうからもございましたが――第一義的にはこの防災拠点庁舎といいますのは、災害応急活動をする場所でございます。その活動の場との明確な区分というものを図りながら、今後も検討を進めていきたいというふうに考えておりま

す。

○十屋委員 次に、その丸の2つ上ですけれども、ライフライン途絶時の機能維持ということ、最終的には電源関係とか、電力中止も含めていろいろあると思うんです。特に電気がないと何もできませんので、非常用電源はどういうふうなことを考えていらっしゃるのか。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 万が一ライフラインが途絶した場合を想定しまして、72時間以上使用ができる非常用発電機、発電設備を考えており、設置する場所につきましては、水の心配のない耐浸水性を確保できる安全な高さの階を考えております。

11階建てでございますが、この11階の建物の中にはいろんな機能を付加した諸室の配置もございまして、設置位置は、現状としましては、屋上階のほうが適切ではないかと考えております。

そして、この非常用発電機を動かす燃料でございますけれども、重油等の液体燃料でありますとか、それとガス——これは埼玉県等で事例があるんですが、中圧ガスで電力を起こすような、そういう燃料の使い方もあるということですので、非常用発電機が使用可能なように、複数の組み合わせの燃料を確保していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○十屋委員 その件については、ガス、重油等、それから我々ちょっと林活議連で塩原市に行った際、市庁舎にはペレットボイラー発電というものもありましたので、宮崎県としていろんな特色を出すという意味であれば——ペレットがどれだけの保存の状態でどのような使い方をされるかというのは、ちょっと私もわかりませんが——そういう最終的な3系統ぐらいで検討もしていただきたいなというふうに思い

ます。

それから、もう2点ほどですけれども、福祉保健部と県土整備部が3号館と1号館からこちらの庁舎に移れば、今、使ってらっしゃる場所が空きスペースになります。この防災拠点庁舎にはシャワー室とか仮眠室が120平米あり、何人、どういうふうに使われるかわかりませんが、最終的に大規模災害が起きたときに司令塔となるということが大前提ですので、そこでやっぱり県職員の皆さんが、いろんな意味で県民のために頑張らなきゃいけないんです。

そうしたときには、やはりある程度のシャワー室なり、仮眠室を3号館、1号館の中に確保しておかないと。やはりかなりハードなことにもなるでしょうし、それは皆さんのみならず、ほかの一時避難ということもあります。県外から来られてる方もいらっしゃる可能性もありますよね。だからそういう面も含めると、多様、いろんな考え方もあってやってあげばいいのかなというふうに思っております。

これは要望ですので、御検討いただく中で、頭の隅にでも置いていただければと思います。

それから、先ほど5号館の話で、利便施設の活用については、やはり外観的に日本庭園と一体的になって——8ページの写真には、山梨県庁の利便性施設カフェというのがありますが——そうしたところで平常時ですから、緊急時ではないので、こういうカフェで働く方がどなたが働くかという、今回の議会の議場でも議論がありましたように、障がい者をどういうふうに雇用して働いていただくかと。どういう形で入るかは別にして、障がい者、そういう方々が働けるような場所を確保するというのも、きのう横田議員がいろいろとお話をされました。宮崎県の障がい者雇用に対する柔軟な発想をし

ていただいて、そこで通常時、働いていただくというような考えも、念頭に置いていただければなど。これも要望で終わります。私のほうからは意見として申し上げておきたいと思います。私からは以上です。

○有岡委員 9ページの空間構成を見ながらお話ししたいと思います。ここに福祉保健部と県土整備部それぞれ入ったときに、最大何名ぐらいが、この建物の中にいらっしゃる状態を想定しているのでしょうか。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 済みません。後ほど調べましてお答えさせていただきたいと思います。

○有岡委員 なぜ、お尋ねしたかと言いますと、例えば和歌山等を視察されていますが、エレベーター等を相当整備しないと、エレベーターを来るのを待っているような、そういう危機管理では困るわけです。そこら辺の計画もしっかり持っておかないといけないだろうと思いましたのでお尋ねした次第です。

続けてよろしいでしょうか。私は議場でもお尋ねしました。この12ページのスケジュールを見ますと、文書センターの移転が終わった後のスケジュールだというふうに理解していますが、それで間違いないでしょうか。

○椎総務課長 文書センターの件につきましてお答えしますと、このスケジュールには入っておりませんが、防災拠点庁舎がこのスケジュールどおりいくとしますと、平成28年の前半に移転をする必要があると考えております。

そのためには、平成27年度に移転先——今から検討し、決定する予定ですが——の改修工事を行いたいと思っています。

一応、文書センターについてはそういう考え方でおります。

○有岡委員 総務課長のほうがお答えいただいたので、その関係でプロジェクトチームも20名でつくられたと伺っておりますが、そこには専門の方等はどの程度入ってらっしゃるのでしょうか。

○椎総務課長 プロジェクトチームは、県庁の職員等を中心にしておりますが、一応19名で構成しております。各部局の公文書の作成、あるいは管理を担当する担当リーダー——それからこれ一番大事なことなんです——日ごろから公文書を保存・管理しておりまして、非常に取り扱いに熟知しております文書センターの職員の方、それから移転先の選定が決まりますと、その移転先の改修工事等の技術的なサポートができる担当リーダー等、非常に専門的な分野の方々に参集していただきまして、今、検討会を開催し、協議を重ねているところであります。

○有岡委員 担当リーダーということですけど、この19名の中のリーダーはどなたがされているのでしょうか。

○椎総務課長 総務課の総括補佐が担当リーダーになっております。

○有岡委員 その総括補佐の方が、どの程度のスキルをお持ちかわかりませんが、例えば既にそういった文書センター等、こういったところに視察に行かれたでしょうか。

○椎総務課長 実際、現場への訪問での視察とかは行っておりません。

ただ、データの的には当然集めておりまして、また本県の場合は、平成14年度に図書館から文書センターに公文書を実際に移管しておりまして、そのときの経験等もございます。過去の本県の例あるいは最近の他県の事例等を参考にしながら、移転をうまく進めていきたいと思っています。

○有岡委員 私ごとですが、広島のほうに行きましてお話聞いたんです。そうすると、平成元年ぐらいのころのマイクロフィルム等は大変劣化が激しくて、大変難しいというお話を聞きました。そういった部分の専門的な取り扱いについて熟知していかないと、ただ持っていく、運び出せばいいという、そういった分野ではないという話を伺いましたが、そういった専門的な話を、特にとにかく早くやらないと見えてこないのではないかなと思うんです。いかがでしょうか。

○椎総務課長 委員おっしゃるように、確かに今後いろいろ検討を進める中で、基本的な部分はあり方検討会でやりますが、そういう専門的な分野で、専門的な知見が必要だということであれば、当然そういう御意見を聞きながらやってまいりたいと思っております。

また、平成14年に、図書館等から文書センターへ公文書等を移管するときには、専門の業者の方々が入っていただきまして、いろいろサポートしていただきながら移管したということもございますので、その辺の事例も参考にしながら、公文書等の移管を適切にやってまいりたいと思っております。

○有岡委員 いずれにしても、議場でお話したように県民の財産ですので、しっかりと準備をしていただきたいと思えますし、私に関係したところを見ると、大変不安を持っていらっしゃる感じなのです。

ですから、やっぱりしっかりした体制でやらないと。今、2回ほど集まりをされたんでしょうか。やっぱりもう毎日でもやってでも徹底して準備していかないと、間に合わないんじゃないかと大変危惧しておりますのでよろしくお願いいたします。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 先ほど有岡委員のほうから、9ページのイメージ図に関しまして、執務室、県土整備部、福祉保健部、何名を想定しているかというお話がございましたので、それについてお答えをさせていただきます。

執務室としましては、県土整備部、福祉保健部に加えまして、ここでいいますと4階に危機管理局、こちら執務室の一つになることになります。

県土整備部につきましては275名、そして福祉保健部につきましては約200名、そして危機管理局につきましては36名ということで、500名強の人数を想定をしております、各諸室の配置、執務室の配置を検討しております。先ほどございましたようにエレベーターの設置につきましても支障がないような形で、今後、基本設計の設計の段階で検討してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○有岡委員 緊急時の人たちがどれぐらい集まるのか。それぞれの部署が集まり、そして自衛隊やいろんな方がここに入るわけです。

そのときに動かないと意味がないと。もったいないと思うかもしれませんが、やっぱり緊急時に機能しない建物では困るという点で、今おっしゃったその危機管理課の36等の数字ではなくて、従事したときの体制での検討をしていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○坂口委員 関連して、文書館の考え方です。

これ、プロジェクトチームをもう組まれたわけで、今から検討始まっていくわけですね。

ここでどういう課題が出てくるかは、これからですね。だから、いつまでにその最終的な施設に保存するという日程を、今、切る必要が本当にあるのかなど。これはそもそも緊急性があるのは防災庁舎を建てる、防災拠点をつくる

ということ、これただ一つですよ。

今は、それに伴って派生したさまざまな条件を整備、整理していこうというものの一つが、5号館に入っている古文書、公文書をどうするか、文書をどうするかということ。価値あるものがあるから、それなりのものに保存しないとだめだということまでですよ。方法論とかそういったハードをどうするかというのは、これからです。だから、今、時限を切ることがどうなのか。

それを移さなきゃ整備できないじゃないかという議論、確かにそれも一つの考え方としてあるかもしれないけど、間に合わなければ仮置きはできないのか、仮保管できないのかとか、やっぱりこれは柔軟に対応すべきだと思うんです。

そして、問題は市町村もやっぱり同じ悩みを持ってるんです。価値あるもの——宮崎はほとんど空襲を受けてないから、延岡あたり除いてほとんど空襲やられてないから、いろんなものを持ってる市町村もあります。だからそういったもの、どういうものが潜在しているかを調べて、市町村の悩みがあればやっぱり一緒に保管してあげるとか。この際、せつかくプロジェクト組むなら、市町村にももうマイクロフィルム化の事業を立ち上げさせるとか、あらゆることを県と市町村が一体になってやっていくべきだ。そしてスペースなんかも必要なものはしっかり把握して、やっぱり必要ならば県がちゃんと責任持って保管してあげて、ずっと将来残していくというようなところからやっていって、自前でやれない市町村に応分の負担をさせてもいいのではないですか。

だから、これは時間は急がないよということです。しっかりしたものをつくれれば良いということです。それが一つあるのではないかと思

うのですが。

仮置きに本体をつくるぐらいの金がかかれば別ですよ。半年なり1年なら仮置きをしておいてもそうお金がかからないとなれば——より将来の評価にたえ得るものなので、結論が出るまでは、これを、今、とにかく防災拠点をつくる前にもう移してしまうという、そこにこだわらなくてもいいのではないかと僕は思うのですがそこはどうですか。

○椎総務課長 今、検討会とかで検討されていることは、実は公文書、公文書自体は年代別に紙の質とかが違いまして、非常に保管、管理が大変だということでございます。空調の関係等、非常にやっぱり敏感なものがございます。

そういう意味では、やっぱり移管となれば、ある程度しっかりしたものをつくらないといかないというのは基本でございます。

そういう中で、今、検討会で、ある程度の期間、管理できるような施設を確保したいと考えております。

半年間の設置云々というお話もございますが、今、検討会の中では、今回、移転するところで、ある程度保管できる体制を考えているところでございます。

もう一点、議員のほうから御指摘ありました市町村の関係でございますが、ほかの県の例を調べますと、たしか福岡県が58市町村の公文書を集めまして、公文書館で一緒に共同管理をしております。

これは7年かけて、いろいろ調整してでき上がった制度でございますが、そのほかの県でも、そこまではいかずとも、公文書の保存、活用方法について、市町村との話し合いの場や協議会を設けてやっている県もございます。

まず、我々としてはそこから入りまして、公

文書はどうあるべきか、市町村と十分協議しながら将来に向けて——本館のあり方も含めてですけれども、全て県庁舎全体の中で公文書館がどうあるか、文書センターがどうあるかを検討してまいりたいと思っています。

○坂口委員 ぜひ、急ぐというのは当然ですけれども、最初に時間を切ってそれにはめ込もうという考え方よりも、やっぱり全ての条件を満たせるものをまずやろう。

急ぐべきは、やっぱり僕は防災拠点庁舎だと思うんです。これを急ごうというところから、いろんな問題がでる。やっぱり主客転倒しないようにということが一つです。

まず5号館の価値というのは景観、それと古さだから、この部分は残そうということ、これはこれでいいと思うんです。

残して、それをどう使うかで、今、県民の交流の場とか、あるいは障がい者の雇用の場とありますけれども、これもやっぱり冷静に考えていただきたい。本当にそのときに混乱を来さないかということ。それと県庁の周りには今この橘通りを見てもわかるように空き店舗いっぱいある中で、一生懸命頑張ってコーヒーを売ったり、弁当を売ったりして生活している人たちがいるんです。

新しいそういったモダンな建物にお店が入ったら、一遍にシャッター閉まりますよ。そこらに対しての配慮というものも要るということです。

だから、ここで間違えてはいけないのは、しっかり県民のその安全を、やっぱり命や財産を守るための拠点ビルをつくらうということ。これ一つだったということ。そこからいろんな問題が発生したけれども、これは時間かけて、本当に完全な答えが出てからだと間に合わないし、

危ういことはまずやらないことです。

本体つくれば、当然それに合わせて5号館をもってこないとだめだけれども、そのときにまだ納得いく答えが出なければ、無難なものとしてそこはそこで空間として持っておけばいいです。単なる空間として県民入れるだけでもいいでしょうし、そのとき、いざっていうときに、みんなどいてくれって言ったとき、拠点としての行政の責任が果たせるような、スペースとして持っておかないと。さまざまなこと、子供が来て、あちこち、うちの子供どこにいますかとか、木に登ってるとか、そんなことで本当にいいのかなとかですね。

だから、やっぱりここは余り焦らずに、まずやるべきは何なのかと、目的は何なのかと。県民の命や暮らしを守ることでありますから、そこにカフェを入れて商売をだめにしてもいけないし、そこに子供がいて、その安全を確保するために、この機能を発動するのがおくれてもいけないので。ここは混乱しないで冷静に優先順位をつけてやっていていただきたいと、これはぜひお願いしておきます。

それから、発電機、これもガスでも重油でもということがあったけど、ガスになるとパイプラインですよね。それを屋上で持っていけばリスクはそれだけあります。

そこに持ってくるパイプライン、これもう大きいリスク持っています。とにかく重油に関して、車でそこまで来れば補給できるということ。だからこの場合、燃料があらゆる過酷な条件の中で補給できるかということ。

それから、何十年に一遍、使うか使わないかわからない発電機だということで、メンテナンスがしっかりやれて簡易にやれるかと。担当がかわってもメンテナンスを責任を持ってやれる

かとか、誰でも簡単に起動できて発電できるかということですね。

そして、本当に屋上階でいいのか。安全なのかということ、水に浸からなければ低いほうがいいんじゃないのかと。燃料上げるにも2階と10階じゃ9階分のリスクが違いますよね、労力も。だからもう一回やっぱりここはもともと何だったのか。このスタートは、やっぱりいざというときにそこでしっかり責任持った仕事を、県行政がやっていくためのスペースをつくるということですから。そこをもう一回、やっぱり冷静に僕は考えていってほしいと思います。

そのものへ目を向けて、これが一番いい、燃料はこれが一番ではなくて、県民を救うためには何がいいんだということからやっぱりスタートしてほしい。もう一回、これちょっと考え直してほしいなという気がします。何かあれば。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 坂口委員のほうから、いろいろ御指摘をいただきました。

今いただいた御意見を十分踏まえまして、基本構想、さらには今後の設計の中で、十分検討してまいりたいと考えております。

○田口委員 全然話が変わるのですが、事務処理の特例に関する条例について、市町村別移譲事務数は、椎葉村が何か非常に多いですね。自治体の規模とか職員の数から比例するとすごい多いと思うんですけど、なぜかちょっと教えてください。

○甲斐市町村課長 椎葉村では、県の出先機関、延岡、日向の事務所から遠いということで、前向きに県の事務を村の事務として移譲を受けてらっしゃいます。村民の利便性に供するといえますか、そういうことで役場としての努力されている部分はございます。

そういう部分で、ほかのところよりもふえて

いるという状況にございます。

○田口委員 要するに椎葉村が村民の利便性のために、いろんなものを引き受けてやっていると理解すればいいのですね。

○甲斐市町村課長 はい、そうでございます。

○田口委員 似たような状況のところもあるけど、今、椎葉村は非常に努力されてると理解したらいいのですか。

○甲斐市町村課長 村民の方が延岡の総合庁舎あるいは日向の事務所に行くまでもなく、役場で事務処理ができるという、そういうところで努力をされているところが一番大きな部分だと思っています。

○田口委員 はい、わかりました。

○松村委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 その他、報告事項についての質疑を終わります。

次に、請願の審査に移ります。

請願第38号、第51号から53号及び55号については、県執行部の所管ではありませんので執行部からの説明は省略いたします。

請願第54号について、執行部からの説明、意見はございませんか。

○鶴田税務課長 請願第54号につきましては、特にはございません。以上でございます。

○松村委員長 執行部からの説明は終わりました。

関連して、委員から執行部に対しての質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 委員からの特段の質疑もないようでございます。

改めて、採決の際には、討論、意見等もお聞きしますが、ここで委員の皆様からも意見等が

ございましたらお受けいたします。請願の内容
に対しての意見等ございますか。

午後4時1分散会

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 特にないようですので、請願に
ついては採決のときに、また行うことといたし
ます。

最後に、その他で、何かございましたら。委
員の皆様ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 特にないようです。

それでは、以上をもって総務部を終了いたし
ます。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時52分休憩

午後4時1分再開

○松村委員長 それでは、委員会を再開いたし
ます。

まず、採決についてですが、委員会の日程の
最終日に行うということになっておりますの
で、22日の月曜日に行いたいと思います。

開会時刻は13時としたいのですが、よろしい
でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのように決定いた
します。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 何もないようでしたら本日の委
員会を終了したいと思います。よろしいでし
ょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、以上をもちまして本
日の委員会を終わります。

平成26年9月22日(月曜日)

午後0時59分再開

出席委員(8人)

委員	長	松村	悟郎
副委員	長	河野	哲也
委員		福田	作弥
委員		坂口	博美
委員		井本	英雄
委員		十屋	幸平
委員		田口	雄二
委員		有岡	浩一

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課主査	大峯	康則
議事課主任主事	田代	篤生

○松村委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。

議案等につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号及び第11号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号及び第11号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、請願第38号の取り扱いについていかが

いたしましょうか。意見等もあればあわせて発言をお願いいたします。

○田口委員 私、紹介議員でもありますし、ぜひ採決をお願いしたいと思います。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 採決、継続という御意見がございましたので、それではまずお諮りいたします。

請願第38号を継続審査とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松村委員長 挙手多数、よって請願第38号は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第50号の取り扱いはいかがいたしましょうか、御意見もあわせてお願いします。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、請願第50号については、採決との意見がございましたのでお諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、請願第50号の賛否をお諮りいたします。

請願第50号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松村委員長 挙手少数、よって請願第50号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第51号の取り扱いはいかがいたしましょうか。意見があればどうぞ。

○田口委員 集団的自衛権に関しましては、もともとは憲法改正をしてということをおっしゃいました。歴代の総理が、ずっとこの問題に関しては憲法第9条で集団的自衛権の行使はできない、認められないと言ってきたものを、一総

理でこんな簡単にといいますか、解釈を変えるのというのは、これはもう明らかにおかしいと思いますし、私どもはこれは撤回を求めてくということで、ぜひ御賛成をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○松村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、採決との御意見でございますのでお諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、請願第51号の賛否をお諮りいたします。

請願第51号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松村委員長 挙手少数、よって請願第51号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第52号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、お諮りいたします。

請願第52号を継続審査とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松村委員長 挙手少数、よって請願第52号を継続審査とすることは否決されました。

ただいま継続審査をすることは否決されたので、これからは採択または不採択のいずれかをお諮りすることとなります。

ここで継続に賛成をした委員の皆さんにお聞きしますが、これからすぐ採決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、請願第52号の賛否をお諮りいたします。

なお、態度保留の場合は退席したものとみなしますので御了承ください。

〔田口委員退席〕

請願第52号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松村委員長 挙手なし、それでは念のため反対採決を行います。

請願第52号について、不採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松村委員長 挙手全員、よって請願第52号は、不採択とすることに決定しました。

〔田口委員着席〕

次に、請願第53号の取り扱いはいかがでしょう。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 請願第53号については、採決との意見がございましたので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、請願第53号の賛否をお諮りいたします。

請願第53号については、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松村委員長 挙手少数、よって請願第53号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第54号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 請願第54号については、採決と

の御意見がございましたのでお諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、請願第54号の賛否をお諮りいたします。

請願第54号については、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松村委員長 挙手全員、よって請願第54号は採択とすることに決定いたしました。

ただいま請願第54号が全会一致で採択となりましたが、請願第54号は意見書の提出を求める請願であります。

お手元に配付の、燃油価格高騰に伴う運送事業者への対策強化を求める意見書案について、何か御意見はありませんか。

暫時休憩します。

午後1時11分休憩

午後1時13分再開

○松村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

お諮りいたします。

意見書案の内容につきましては、意見書案のとおり当委員会発議とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

次に、請願第55号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、お諮りいたします。

請願第55号を継続審査とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松村委員長 挙手少数、よって請願第55号を継続審査とすることは否決されました。

ただいま継続審査とすることは否決されたので、これからは採択または不採択のいずれかをお諮りすることになります。

ここで継続に賛成をした委員にお聞きしますが、これからすぐに採決してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、請願第55号の賛否をお諮りいたします。

なお、態度保留の場合は退席したものとみなしますので御了承ください。

〔田口委員、有岡委員退席〕

請願第55号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松村委員長 挙手全員、よって請願第55号は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま請願第55号が全会一致で採択となりましたが、請願第55号は意見書の提出を求める請願であります。

お手元に配付の、適正な法曹人口のための法曹養成制度の抜本的見直しを求める意見書案について、御検討いただくこととなります。よろしくお祈りいたします。

〔田口委員、有岡委員着席〕

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩します。

午後 1 時 17 分休憩

午後 1 時 20 分再開

○松村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。総合政策及び行財政対策に関する調査については継続審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 20 分休憩

午後 1 時 22 分再開

○松村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

10月30日の閉会中の委員会につきましては、委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後 1 時 22 分閉会